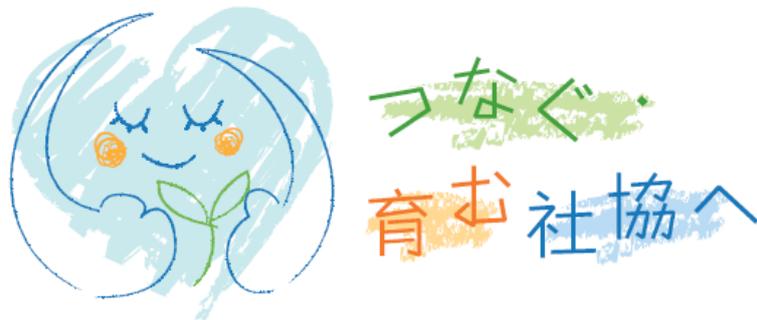


新宿区社会福祉協議会
第3次経営計画
2014～2018
(平成26年度～平成30年度)

中間の見直しのまとめ



平成29年3月

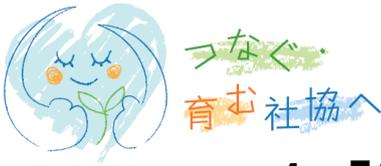


SHINJUKU
social welfare conference

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会

目 次

1. 「第3次経営計画 2014～2018」中間の見直しの実施にあたって	5
2. 「第3次経営計画 2014～2018」3年次までの主な取り組み状況	6
3. 計画策定後の社協を取り巻く状況	8
4. これからの地域福祉の方向性	13
5. 新宿区社会福祉協議会の現況	15
6. 事業実施計画の見直し内容	19
(1) 中間の見直し概要一覧	20
(2) 第3次経営計画に基づく見直しシート	30
7. 中間の見直しを終えて	60



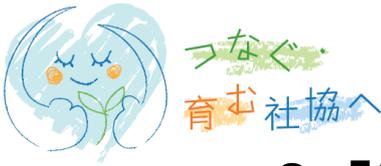
1 「第3次経営計画 2014～2018」 中間の見直しの実施にあたって

平成 28 年度は、「第 3 次経営計画 2014～2018」 5 か年の中間年次にあたり、4 年次及び 5 年次の取り組みに向けて計画の見直しを行うこととなっています。

見直しは、事業実施計画において取り組み内容や目標値などの見直しが必要な事業に限って実施しました。また、見直し作業については、平成 28 年度上半期までの実施事業の内部評価及び取り組みの等の状況を事業担当課が精査し、作成した見直し資料に基づいて推進部会で協議を行いました。

【検討経過】

- | | | |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
| 10 月 7 日 | 第 1 回推進部会 | 委員委嘱、正副部会長の選任、検討のすすめ方等について |
| 10 月 31 日 | 第 2 回推進部会 | 見直し済み及び見直しを要する事業についてグループ協議 |
| 11 月 30 日 | 第 3 回推進部会 | 見直しを要する事業についてグループ協議 |
| 12 月 14 日 | 平成 28 年度第 4 回理事会／第 3 回評議員会 | 推進部会検討状況の報告 |
| 1 月 16 日 | 第 4 回推進部会 | 中間の見直しまとめ案について |
| 2 月 13 日 | 第 5 回推進部会 | 中間の見直しまとめ案について |



2 「第3次経営計画 2014～2018」 3年次までの主な取り組み状況

第3次経営計画1年次目にあたる平成26年度には、四谷・箆笥町・榎町地区を所管する東分室を新たに開設・運営するとともに、区内6か所目の若松町ボランティア・地域活動サポートコーナーを若松町特別出張所内に設置し、小地域活動の支援体制の整備を図りました。また、これまでの5つの地区部会を、特別出張所ごと（柏木と角筈は合同）の9つとし、名称も社協部会に改めました。併せて、5つの地区担当グループ体制は、高齢者総合相談センターと同じ特別出張所管轄区域を基本とし、東（四谷・箆笥町・榎町）、中央（若松町・大久保・戸塚）、西（落合第一・落合第二・柏木・角筈）の3圏域ごとに再編しました。

さらに、成年後見制度の利用の高まりに対応するため、新宿区が開始した市民後見人養成基礎講習を受託し、新たな担い手の確保に努めました。災害対策としては、災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂後、社協防災計画及び社協事業継続計画（BCP）を策定し、災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂と併せて災害時における社協の役割や体制について明確にしました。

その他、周年行事等積立金の設置や、収益事業として自動販売機型募金箱の増設などを1年次目として取り組みました。

2年次目の平成27年度は、9地区3圏域に再編した小地域活動支援体制に基づき、事業の継続性や地域の様々な活動主体との連携を強化し、よりきめ細やかなコーディネートが行えるよう事業をすすめました。3か年に一度のボランティア活動継続調査の実施、新たに認知症対応ボランティア講座、災害ボランティアスキルアップ講座を実施したほか、ファミリーサポート事業では、病児・病後児預かり時間の延長や利用会員説明会の回数増及び常勤職員を配置しました。また、社協部会では、2か年の「暮らしのサポート事業」の検討の結果、まとめられた提言により事業の改善が図れました。

その他に、社協の組織運営基盤である社協会員制度の見直し、職員人材育成のツールとなる社協職員ハンドブックの作成なども行いました。

3年次目の平成28年度は、まず、社会福祉法の改正に伴い、高い公益性が求められる社会福祉法人として、組織のガバナンス強化や透明性の向上等をすすめるとともに、地域福祉を推進する協議体としての特性を発揮して、公益的な取り組みを推進する準備を行いました。特に、定款の変更及び関係諸規定の整備、次期評議員の選任、区内社会福祉法人連絡会の設置・運営等をすすめました。

また、地域包括ケアシステムの構築の実現に向け、区から生活支援体制整備事業を受託、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックに向けた福祉教育への協力支援に取り組み、子ども食堂の立ち上げ等各種団体の運営支援を行いました。

以上、主な取り組み状況について記しましたが、日々の進捗管理はもとより1年次及び2

年次終了後には、計画事業個々について単年度ごとの内部評価を実施し、翌年度以降の取り組みの改善に役立ててきました。

事業実施計画に基づくこれまでの2か年と平成28年度上半期の計画事業に関する取り組みを振り返りますと、総じて、概ね計画どおりすすめることができていると考えます。見直しを予定していた事業にも早めに着手でき、また、当初計画の外に新規に受託、開始した事業も軌道に乗せることができました。

3 計画策定後の社協を取り巻く状況

少子・高齢化と人口減少がすすみ、間もなく4人に一人以上が高齢者という超高齢社会を迎えます。また、平成20年9月のリーマンショック以降の経済の低迷や、働き方の変化、さらに景気、雇用状況の停滞も相まって、経済的格差や貧困の連鎖も進行する社会状況となっています。

加えて、東日本大震災（平成23年3月）や熊本地震（平成28年4月）、そして近年の豪雨災害等の大規模災害の発生などが、社会や経済に大きな影響を与えています。

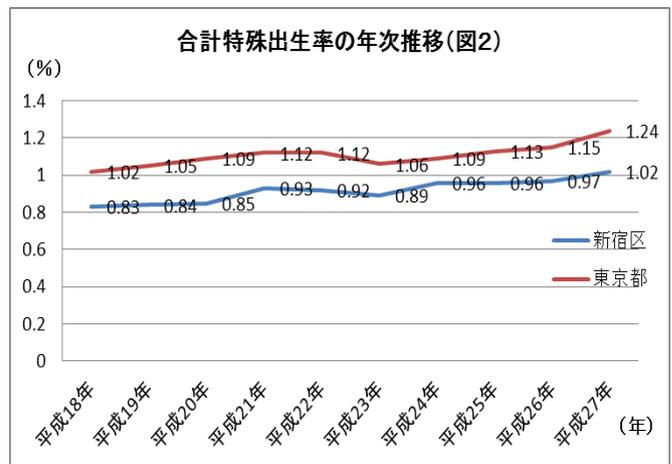
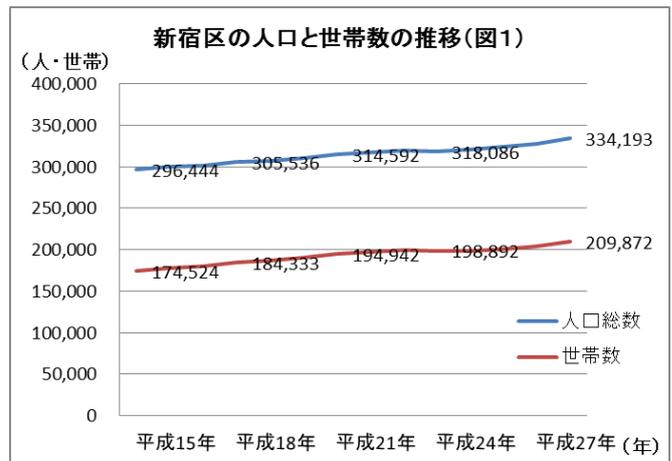
ここでは、第3次経営計画策定後、3年が経過した現在の新宿社協を取り巻く状況について改めて確認するため、新宿区に暮らす人々に関する様々な統計資料のまとめを行いました。

(1) 新宿区のこれからの人口と世帯の動き

新宿区の人口（図1）は、平成28年1月1日現在334,193人、世帯数は209,872世帯（外国人含む）ですが、平成10年以降は人口総数、世帯数ともに右図のように増加傾向が続いています。また、合計特殊出生率（図2）を見ると、平成22年、平成23年と微減でしたが、平成24年以降は微増に転じています。これは、東京都全体でも同様の傾向を示しています。（東京都人口動態統計）

また、これからの人口の動きを見ますと、新宿区の人口（次頁図3）は、平成37年までの推計値（住民基本台帳によるデータ）では、引き続き増加傾向が続くことが見込まれています。さらに、国勢調査によるデータをもととした将来推計（次頁図4）では、平成37年頃をピークに、以降は人口減少に転じるとされています。（2015（平成27年）国勢調査人口等基本集計結果—新宿区の概要—新宿区自治創造研究所・平成29年1月）

これらのグラフからは、共通して65歳以上の高齢人口が増加傾向にあり、将来的に人口減少期に入っても、その傾向は継続することがわかります。



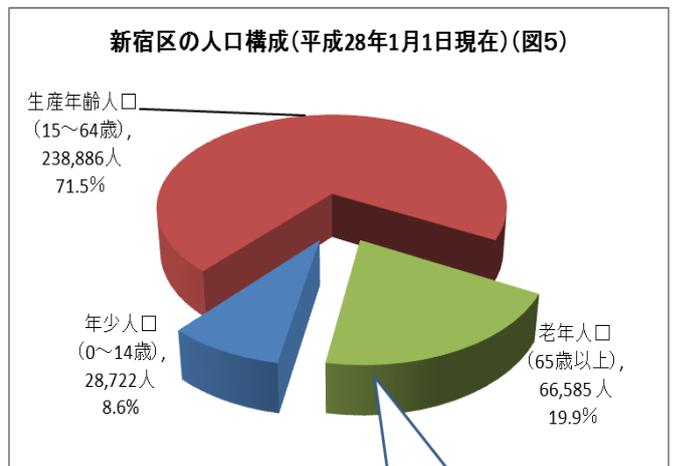
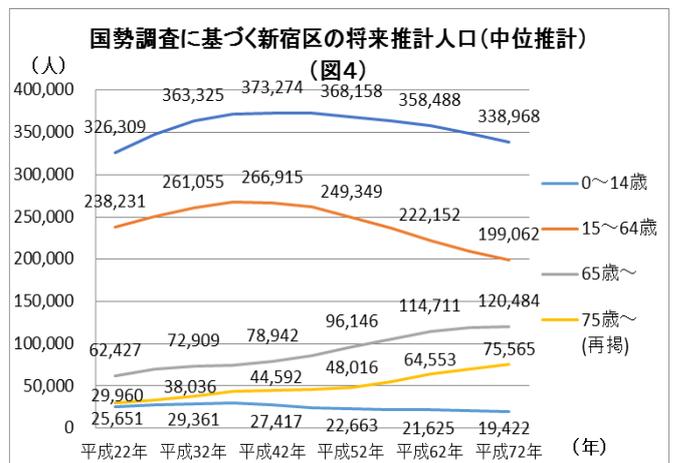
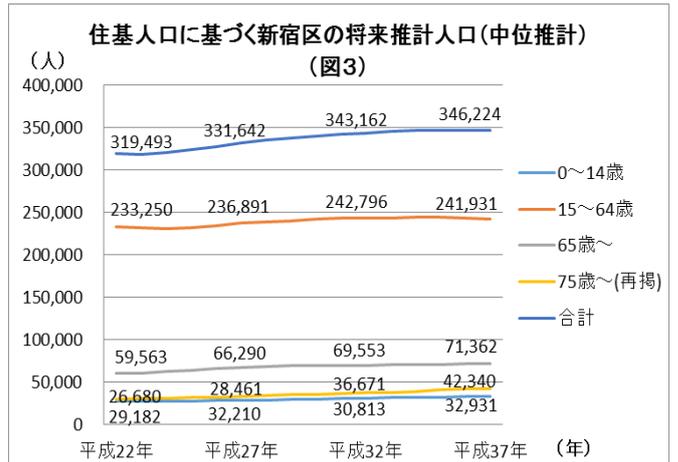
また、人口構成比は平成 28 年 1 月 1 日現在、図 5 のとおりです。年少人口（15 歳未満人口）が、8.6%、生産年齢人口（15～64 歳人口）は、71.5%、高齢人口（65 歳以上人口）は、19.9%となっています。平成 25 年と比較すると、年少人口、生産年齢人口、高齢人口いずれも増加していますが、それぞれを割合でみた場合にはほぼ横ばいと言えます。これまでは高齢人口の割合のみ微増で他は微減傾向にありました。

さらに、将来推計（図 4）を見ますと、年少人口、生産年齢人口ともに平成 37 年をピークに減少していく見込みですが、高齢人口は継続して増加傾向が続き、平成 37 年には 74,685 人となり、平成 57 年には 10 万人台に上る見込みです。

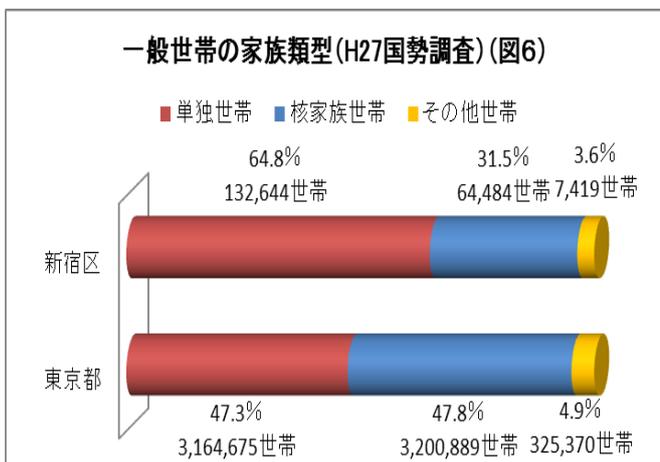
（2015（平成 27 年）国勢調査人口等基本集計結果—新宿区の概要—新宿区自治創造研究所・平成 29 年 1 月）

家族類型については、図 6 にあるとおり、単独世帯（132,644 世帯）が総世帯数の 64.8%を占め、年々増加傾向にあります。このうち 16.5%が高齢単独世帯（次頁図 7）で、65 歳以上の親族のいる家族類型（次頁図 8）から見ても、高齢単独世帯が 45.8%を占めている状況です。

これは、平均世帯人員数（次頁図 9）にあるように、新宿区は平成 4 年に 1 世帯当たりの人員数が 2 人を割って以降



年々平均世帯人員数が減少し続け、平成 28 年 1 月 1 日現在では 1.54 人となっている状況からも、今後ますますひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれます。



(2) 新宿区の現況（特徴的な点）

①高齢化率について

新宿区の高齢人口は、66,585人で高齢化率は19.9%（平成28年1月1日現在）です。このうち、75歳以上の後期高齢人口は32,500人で高齢人口の48.8%を占めています。

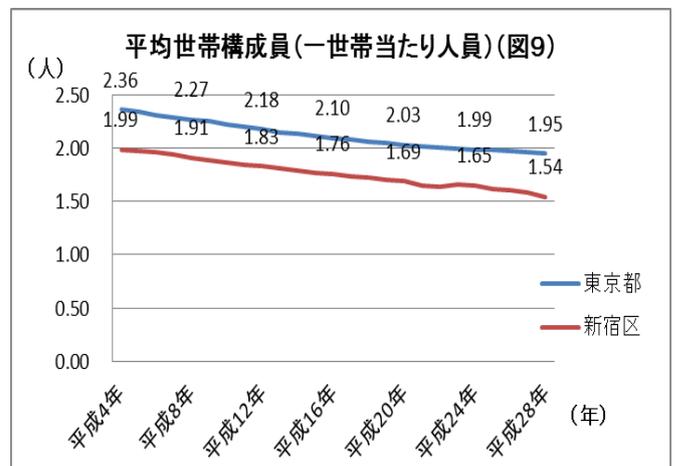
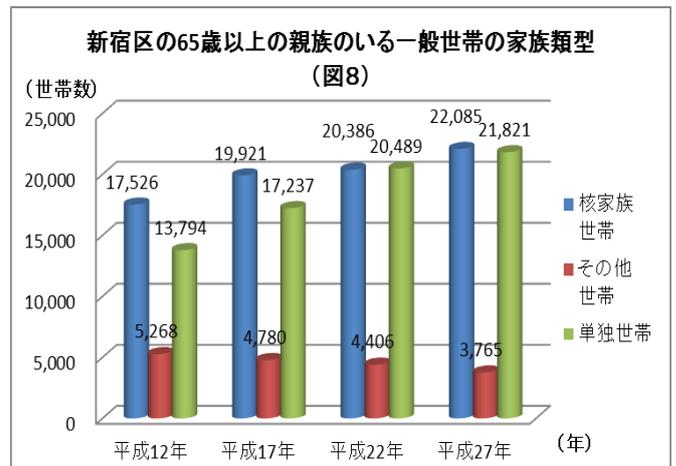
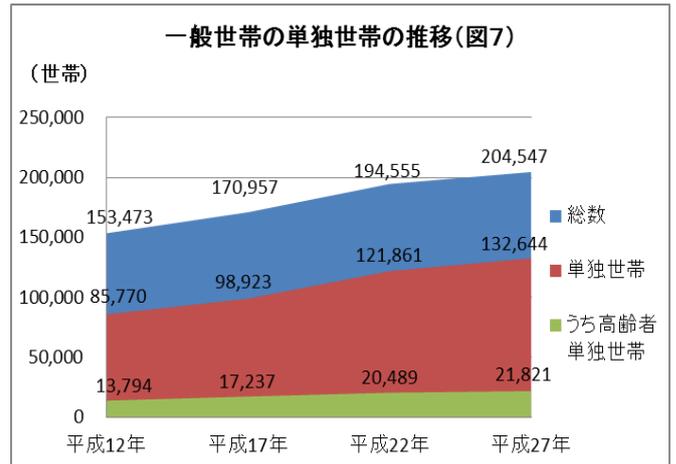
また、町丁目別で高齢化率を見ていくと、表1のとおりです。平成25年1月に54.4%で区内で最も高い高齢化率を示していた霞ヶ丘町は、平成28年1月では61.5%に7.1ポイントの上昇、平成25年1月に2位であった戸山2丁目は、この間に4.5ポイントの上昇で3位となっています。また、神楽坂1丁目は平成25年1月に39.5%で6位でしたが、3年間で19.1ポイントの大幅な上昇により霞ヶ丘町に次ぐ高齢化率を示しています。

3年前と比較しても、都営住宅のある地域は高齢化率は高い状況のままですが、高齢化率の高い新宿駅周辺、牛込東部地域では高齢化率が上下している状況があります。

一方、高齢化率の低い地域は、平均して3年前よりもポイントはやや上昇していますが、高齢化率が大幅に減少した地域があります。

②障害者について

新宿区の障害者人口（次頁図10）は、平成28年4月1日現在、（精神障害者は平成28年3月31日現在）身体障害者（身体障害者手帳所持者）は11,021人、知的



平成28年1月(表1)(外国人含む)

【高齢化率の高い地域】		【高齢化率の低い地域】	
町丁目名	割合	町丁目名	割合
1 霞ヶ丘町	61.5%	1 西新宿2丁目	0.0%
2 神楽坂1丁目	58.6%	2 市谷本村町	6.1%
3 戸山2丁目	52.5%	3 市谷加賀町1丁目	6.3%
4 市谷長延寺町	49.4%	4 岩戸町	10.5%
5 西新宿1丁目	49.2%	5 歌舞伎町2丁目	10.8%
6 百人町4丁目	40.4%	6 市谷仲之町	10.9%
7 揚場町	37.3%	7 市谷加賀町2丁目	12.1%
8 新宿3丁目	36.3%	8 東五軒町	12.4%
9 神楽坂2丁目	35.2%	9 河田町	12.4%
10 新宿4丁目	33.6%	10 西新宿6丁目	12.6%

平成25年1月(外国人含む)

【高齢化率の高い地域】		【高齢化率の低い地域】	
町丁目名	割合	町丁目名	割合
1 霞ヶ丘町	54.4%	1 市谷加賀町1丁目	4.1%
2 戸山2丁目	48.0%	2 市谷本村町	5.0%
3 市谷長延寺町	47.6%	3 歌舞伎町2丁目	9.4%
4 西新宿1丁目	44.7%	4 東五軒町	9.6%
5 揚場町	44.3%	5 市谷仲之町	9.9%
6 神楽坂1丁目	39.5%	6 西新宿6丁目	11.3%
7 新宿4丁目	37.3%	7 白銀町	11.4%
8 百人町4丁目	37.2%	8 河田町	11.5%
9 下宮比町	33.9%	9 市谷加賀町2丁目	11.8%
10 市谷田町1丁目	33.3%	10 笹筥町	12.5%

障害者（愛の手帳所持者）は1,571人、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は2,520人であり、身体・知的・精神障害者を合わせて15,112人で、平成25年の14,050人から1,062人の増加となっています。このうち精神障害者は528人の増と最も多くなっています。

③外国人住民について

新宿区の外国人住民人口は、平成28年1月現在38,585人で、平成25年の33,574人から5,011人の増加となっています。国ごとに見ると平成23年の東日本大震災後にもっと多かった韓国又は朝鮮と2番目に多い中国が入れ替わり、現在では中国14,069人、韓国又は朝鮮10,142人となっています。中国が増加する一方、韓国又は朝鮮は減少し続けています。外国人住民全体では総人口の11.5%を占め、増加傾向が続いています。（図11）

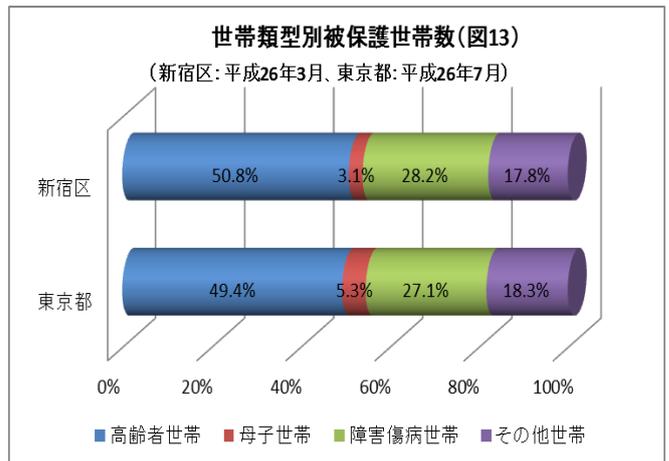
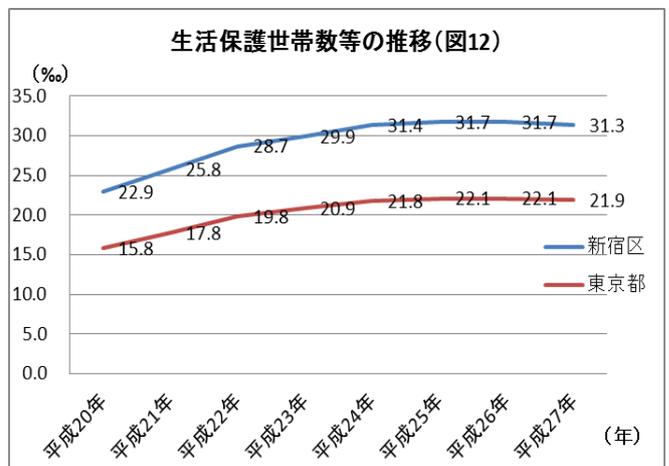
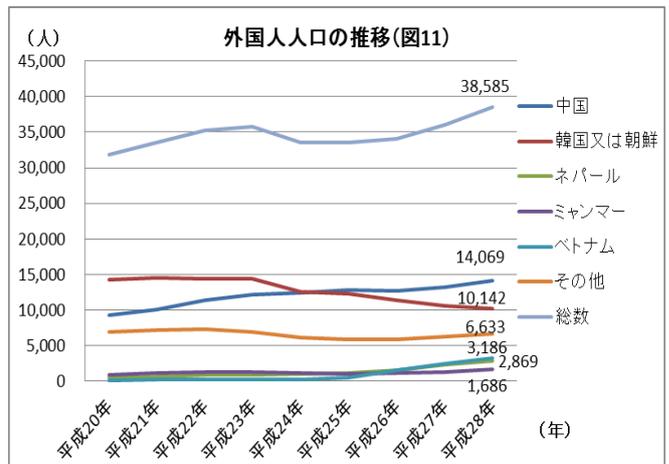
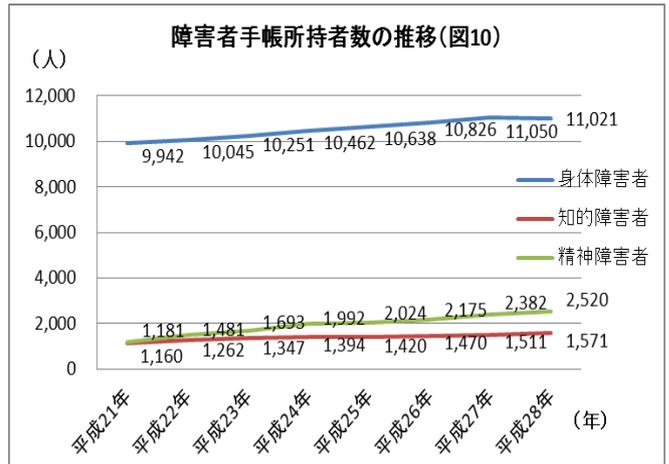
④保護率について

新宿区の被保護世帯は、平成27年10月現在9,233世帯（10,612人）で、保護率は31.3%です。23区では5番目に高い保護率で、東京都全体の21.9%を大きく上回ります。平成27年の新宿区の保護率は平成26年と比べてわずかに減っていますが、被保護世帯数は21世帯の増加となっています。（図12）

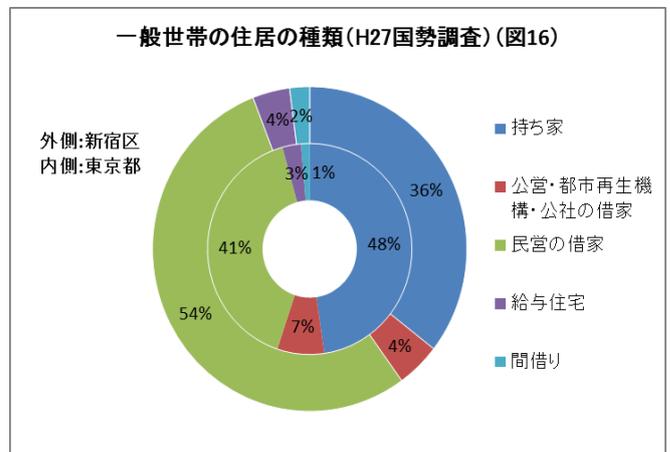
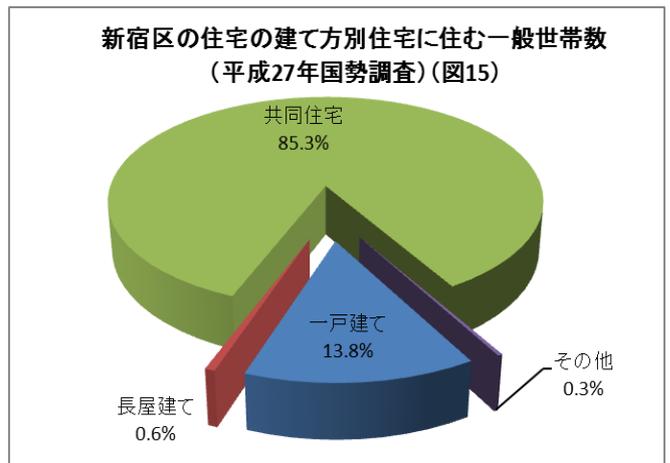
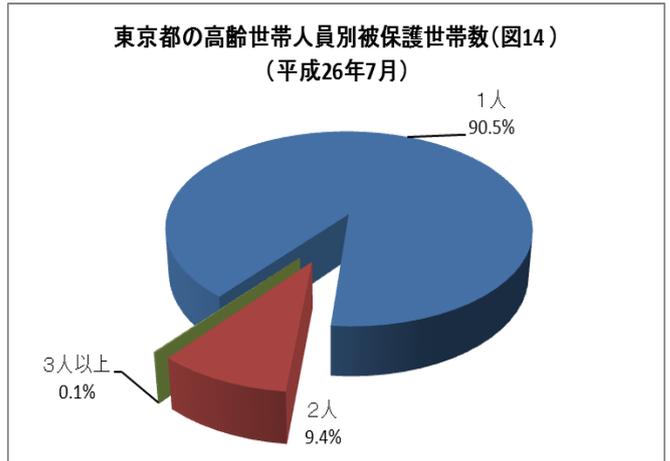
また、生活保護世帯を世帯類型別に見ますと（図13）、新宿区、東京都ともに高齢者世帯が約5割と最も多く、次に障害傷病世帯が3割近くとなっています。さらに、東京都のみの資料となりますが、高齢保護世帯を人員数別に見ますと次頁の図14のとおり、単独世帯が9割を占めているという状況で、新宿区においても同様の状況が推測できます。

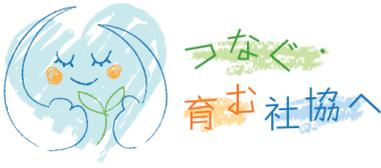
⑤住まいについて

住まいの状況（次頁図15）を見ると、新宿区では、共同住宅に暮らす世帯が最も多く、平成10年に共同住宅居住世帯の



割合が8割を超え、現在では全世帯の85.3%を占めています。住宅の建て方別に見ていくと、一戸建が27,697世帯(対平成22年比較1,007世帯減)、長屋建1,226世帯(同354世帯減)、共同住宅171,660世帯(同10,561世帯、6.6%増)となっています。また、6階建て以上の共同住宅の戸数が平成5年から増加しており、現在では43.0%を占めています。そのうち21.5%が11階建て以上と高層化も進んでいる状況です。さらに、住居の種類(図16)では、新宿区は東京都に比べて持ち家の割合が低い(36%)ものの、平成22年(31%)と比較すると5ポイントの増となり、持ち家の割合が若干増えています。また、公営・都市再生機構・公社の借家、民営の借家及び給与住宅に居住している世帯は合せて58%(対平成22年比較10ポイント減)で、東京都の48%(同3ポイント減)を上回っています。





4 これからの地域福祉の方向性

(1) 地域包括ケアシステムの構築と深化にむけた社協の役割

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、重度な要介護状態となっても、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムを構築することとしています。今後は認知症高齢者の増加等も見込まれることから、高齢者の地域での生活を支えるために、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が、地域の特性に応じて包括的に確保される体制づくりが重要です。

さらに、平成28年7月に公表された「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」では、既存の縦割りシステムの限界に対応するため、対象者ごとだった福祉サービスを「タテワリ」から「まるごと」へ変換すること、高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う「地域共生社会」の実現を目指すことが示されました。

他人事になりがちな地域づくりを「我が事」として主体的に取り組む仕組みの支援と、「まるごと」の包括的・総合相談支援の体制整備を進めていく機能が、行政のみならず、社会福祉協議会等、地域の多様な相談機関に求められています。

こうした動きを踏まえ、地域包括ケアシステム、福祉の「まるごと」の基本となるのは地域の支え合いであることを共有し、これからの時代にあった新宿型福祉コミュニティ実現につなげることが大切です。

(2) おもな法制度の改正

平成28年3月31日、社会福祉法人制度改革と福祉人材確保の促進を柱とする社会福祉法改正案が成立し、同年4月1日と平成29年4月1日に分けて施行されます。

今回の改正社会福祉法を契機とし、社協は、高い公益性が求められる社会福祉法人として、組織のガバナンス強化や透明性の向上等をすすめるとともに、地域福祉を推進する「協議体」としての特性を發揮して、社会福祉法人・福祉施設との協働による公益的な取り組みを推進すること等が期待されています。

また、平成27年度から実施されている生活困窮者自立支援制度については、平成30年度に制度の見直しが行われることになっており、今後の支援のあり方について、生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会が厚生労働省で開かれています。

新宿区においては、区が同制度を運営しているところですが、居住支援の取り組み強化などで社会福祉法人等との連携や子どもの学習支援事業等の強化などの実施が求められています。さらに、包括的な相談支援や就労支援をより一層すすめ、生活困窮者支援

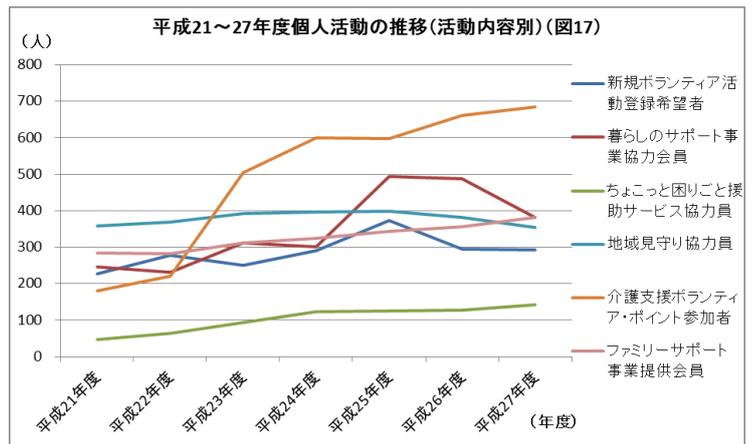
を通じた地域づくりを推進することがめざされています。この制度の理念も、(1)の「地域共生社会の実現」に通じているものであり、今後、新宿区との連携についても検討が必要であると考えています。

5 新宿区社会福祉協議会の現況

(1) 地域福祉活動の担い手・支え手の状況

新宿社協に登録してボランティア活動等を行っている個人・団体の状況は以下のとおりです。図17には、協力者として新宿社協の地域福祉事業に参加する方々や施設でのボランティア活動に参加する方々の平成21年度から平成27年度までの推移を示しました。

区内3圏域及び10の特別出張所管轄地区別に見たボランティア登録数は、表2のとおりです。個人では、ファミリーサポート提供会員を除き、中央圏域がいずれも登録数が最も多く、特別出張所管轄地区別では、大久保地区が最も登録数が多くなっています。



圏域別・地区別ボランティア登録数(表2)

圏域・地区	総数	圏域										特別出張所		柏木	角筈	区外
		東圏域	四谷	単筒町	榎町	中央圏域	若松町	大久保	戸塚	西圏域	落合第一	落合第二				
人口(人)	334,193	108,086	37,482	37,284	33,320	116,714	32,137	45,561	39,016	109,393	32,855	30,284	31,002	15,252		
世帯	209,872	65,497	23,984	21,028	20,485	74,615	18,880	30,622	25,113	69,760	19,609	18,299	21,132	10,720		
ボランティア等																
個人																
ちょこっと暮らしのサポート事業協力員	472	139	59	37	43	171	62	70	39	121	40	32	35	14	41	
地域見守り協力員	359	95	32	31	32	129	39	43	47	131	47	36	33	15	4	
ファミリーサポート提供会員	379	143	48	51	44	127	36	52	39	109	41	44	22	2		
施設ボランティア(介護支援ボランティア・ポイント事業含む)	1,322	363	122	134	107	392	130	145	117	288	122	75	66	25	279	
合計(A)	2,532	740	261	253	226	819	267	310	242	649	250	187	156	56	324	
登録率(A/人口)	0.75%	0.68%	0.69%	0.67%	0.67%	0.70%	0.83%	0.68%	0.62%	0.59%	0.76%	0.61%	0.50%	0.36%		
施設ボランティア活動団体	97	17	5	3	9	28	7	11	10	18	5	3	7	3	34	

※人口及び世帯数は平成28年1月1日現在、ボランティア等の登録数は平成28年12月末現在。 複数事業への重複登録者含む。 ※区役所地区は角筈地区に含む。

また、新宿社協では、設立当時から会員制度を設置し、会員を社協組織の基盤として地域福祉活動の支援を行ってきました。社協会員は、住民主体の地域福祉活動を支援するための必要な財源を確保するため賛同し、支えてくださる方々です。戦後、任意団体として発足後、組織化、法制化の流れの中で、民生委員・児童委員協議会、町会・自治会、保護司会及び福祉事務所が中心となって現在の新宿社協の原型がつけられた際、“新宿社協は、私どもの住む新宿区を住みよい、明るい町にするために、区内各界の人々で組織され、区民全員参加を旗印にした「たすけあいの会」である。”として、「(会員制度の設置に際しては)単に会費徴収のための便利として採用するのではなく、地域住民が社会福祉協議会の会員であるとの自負をもつことにより、「福祉に欠ける状態」を発見し、その対策に協力するに、ある気安さをたかめるような血の通った組織に仕上げる努力を

なすべきである。」(市区町村社会福祉協議会当面の活動方針(昭和32年6月))という理念のもと、住民・当事者の主体的な福祉活動の支援を行うためのしくみとして、今日に至るまで受け継がれているものです。

今日まで60年以上、社協設立の中心を担われた民生委員・児童委員の方々が、会員・会費の募集を継続してくださっています。昨今の経済情勢や社協の事業内容の周知のむずかしさなどから区民の認知度は高いものではないため、会員加入状況は図18のとおり年々減少傾向にあります。平成27年度から普通会員と特別会員を個人会員に統合して会員種別は2種とし、会費年額も一口500円から1,000円へ変更し個人会員は一口以上、団体会員は三口以上としました。

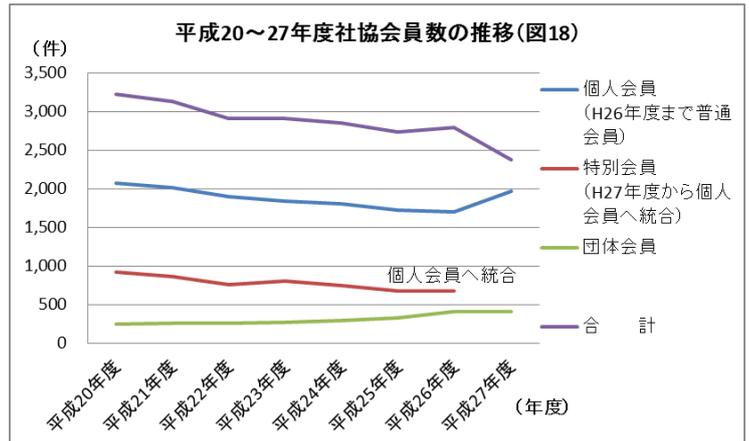
下の表3は、平成28年12月末日現在の圏域別及び10の特別出張所管轄地区別会員数の状況を示しています。個人会員、団体会員ともに四谷地区が最も多く、会員加入率も最も高いものとなっています。

圏域別・地区別会員数(表3)

圏域・地区	総数	東圏域	四谷	筆筈町	禎町	中央圏域	若松町	大久保	戸塚	西圏域	落合第一	落合第二	柏木	角筈	
人口等	人口	334,193	108,086	37,482	37,284	33,320	116,714	32,137	45,561	39,016	109,393	32,855	30,284	31,002	15,252
種別	世帯	209,872	65,497	23,984	21,028	20,485	74,615	18,880	30,622	25,113	69,760	19,609	18,299	21,132	10,720
個人会員	民生委員扱い	1,397	633	352	103	178	403	120	117	166	361	130	127	72	32
	事務局扱い	418	112	54	15	43	205	57	78	70	101	34	33	15	19
	小計	1,815	745	406	118	221	608	177	195	236	462	164	160	87	51
団体会員	民生委員扱い	190	114	46	35	33	42	12	21	9	34	15	6	7	6
	事務局扱い	165	41	16	9	16	69	14	18	37	55	16	16	15	8
	小計	355	155	62	44	49	111	26	39	46	89	31	22	22	14
会員合計		2,170	900	468	162	270	719	203	234	282	551	195	182	109	65
入会率		1.03%	1.37%	1.95%	0.77%	1.31%	0.96%	1.07%	0.76%	1.12%	0.78%	0.99%	0.99%	0.51%	0.60%

※人口及び世帯数は平成28年1月1日現在、会員数は平成28年12月未現在。

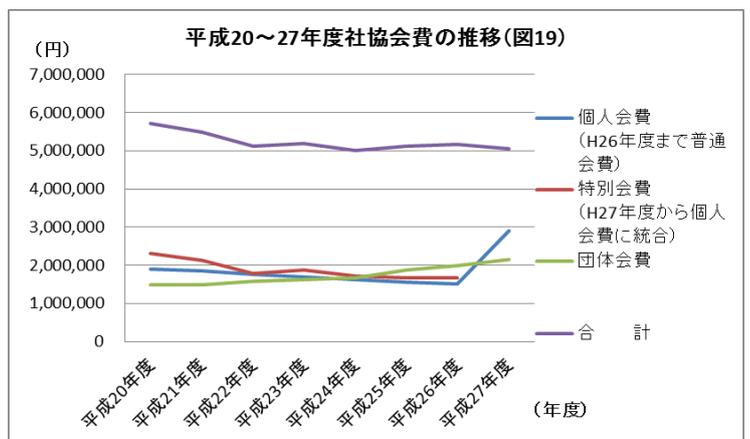
※区役所地区は角筈地区に含む。

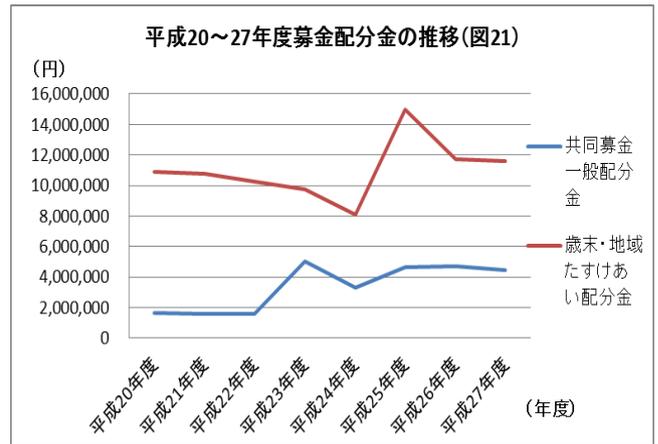
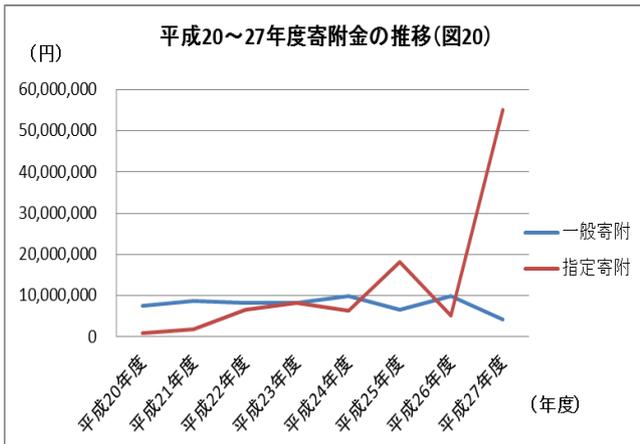


(2) 自主財源の推移

社協会費をはじめとする3つの自主財源は、住民主体の地域福祉活動の財源です。このうち、社協会費及び共同募金配分金については年々減少傾向ですが、一般寄附金は増減はあるものの、年平均800万~1千万円程度の収入があります。また、昨今の低金利により社協の各福祉基金からの利息収益も大きく減少しています。図19~21に3つの自主財源の平成20年度から平成27年度までの実績推移を示しています。

また、平成25年度からは、収益事業として、自動販売機型募金箱(ハートフルベンダー)の設置をすすめているところです。

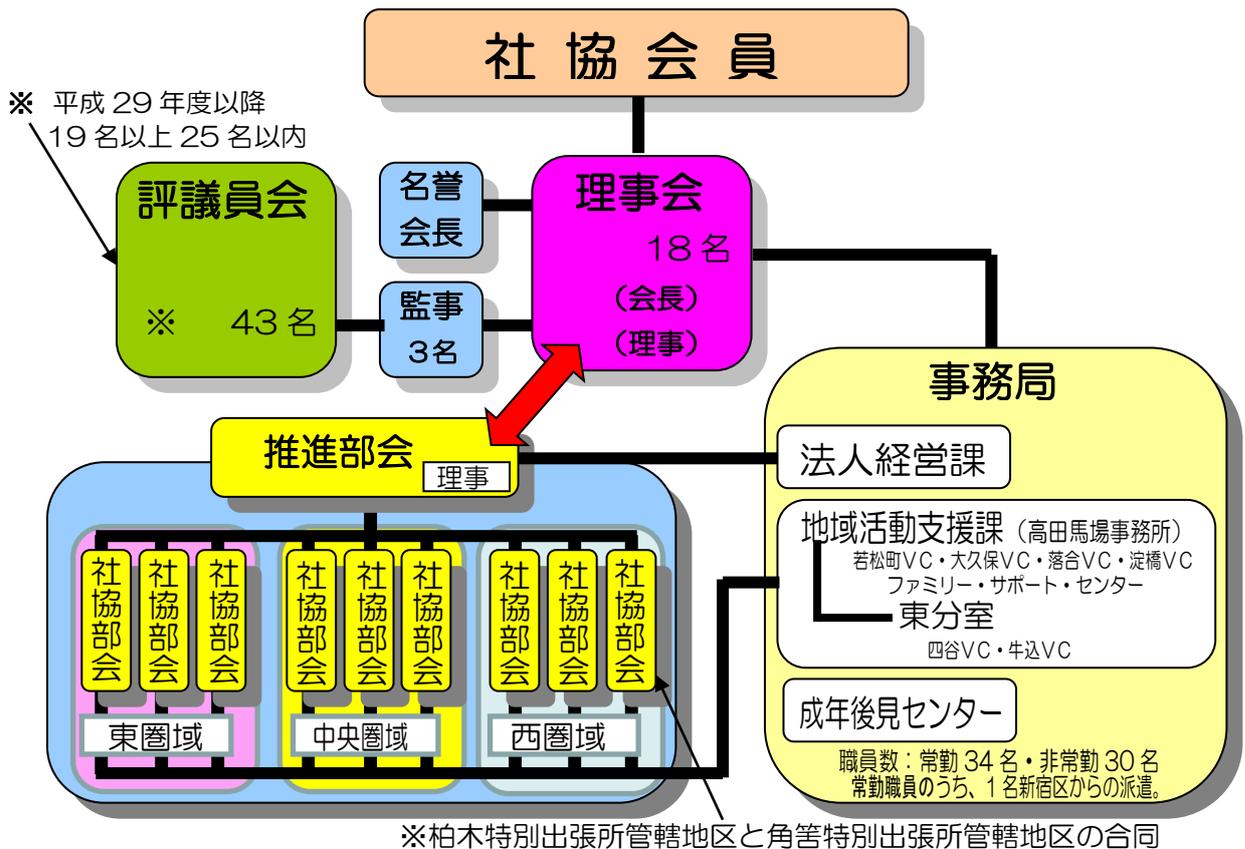




(3) 組織構成

新宿社協の組織については、第3次経営計画に基づき、部会や事務局体制の再編などにより、平成26年度以降は、下図のような構成になっています。(事務局職員定数は平成28年4月1日現在)

平成28年度・新宿社協組織全体図



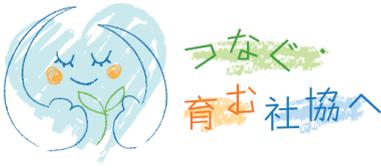
事務局のうち、ボランティア・地域活動サポートコーナー（上の図ではVCと表記）は、各圏域に2か所ずつ、計6つのコーナーが特別出張所内に設置されています。また、高田馬場事務所及び東分室は、それぞれ戸塚高齢者総合相談センター、四谷高齢者総合相談センターと同一庁舎内で業務を行える環境となっています。

(4) 事務局組織と職員数の変遷

第1次経営計画以降の事務局組織の変遷は以下のとおりです。

		第3次経営計画							第2次経営計画				第1次経営計画			
		年度								年度						
部署名	勤務形態	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18				
法人 経営課	常勤	12	11	11	12	12	13	13	9	9	10	8				
	うち区派遣	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1				
	非常勤	5	5	5	6	6	5	4	1	1	1	2				
	小計	17	16	16	18	18	18	17	10	10	11	10				
成年後見セ ンター	常勤	7	7	7	7	6	6	6								
	うち区派遣	0	0	0	0	0	0	0								
	非常勤	3	2	2	2	2	1	1								
	小計	10	9	9	9	8	7	7								
地域活動 支援課(ボラ ンティアセン ター)	常勤	15	15	14	13	13	12	12								
	うち区派遣	0	0	0	0	0	0	0								
	非常勤	22	22	24	23	23	25	24								
	小計	37	37	38	36	36	37	36								
地域活動 支援課(ボラ ンティアセン ター)	常勤								11	7	7	7				
	うち区派遣								0	1	1	1				
	非常勤								19	17	17	19				
	小計								30	24	24	26				
在宅生活 支援課(成 年後見セン ター含)	常勤								10	11	10	9				
	うち区派遣								0	1	1	1				
	非常勤								6	7	7	5				
	小計								16	18	17	14				
高齢者 就業支援 課	常勤								4	4	4	4				
	うち区派遣								0	0	0	0				
	非常勤								0	0	0	0				
	小計								4	4	4	4				
合 計	常勤	34	33	32	32	31	31	35								
	うち区派遣	1	1	1	1	1	0	0								
	非常勤	30	29	31	31	31	31	29								
	合計	64	62	63	63	62	62	64								
合 計	常勤								34	31	31	28				
	うち区派遣								0	2	2	3				
	非常勤								26	25	25	26				
	合計								60	56	56	54				

職員数は、第1次経営計画1年次目（平成18年度）と平成28年度の間では、委託事業の受託のほか、課の廃止・再編があり、10名ほど職員が増加しています。



6 事業実施計画の見直し内容

経営計画における計画事業個々の見直しは、平成 26 年度及び平成 27 年度の事業評価と平成 28 年度上半期までの 2 か年半の取り組み状況を踏まえて、取り組み内容や目標値等の見直しの必要があるものについて実施し、経営計画に基づく各個別事業カードに記載のある文言や表現についても、必要なものは併せて修正を行いました。

なお、事業によっては、計画に基づき計画 1 年次目から見直し作業を行っているため、推進部会では、特に平成 28 年度以降に見直しが必要な事業を中心に検討を行っていただきました。

具体的な見直し内容については、次頁から 29 頁までに、見直し済み事業と見直しが必要な事業の概要をまとめた中間の見直し概要一覧を、また、30 頁以降は計画事業個々の見直しシートを掲載しました。

(1) 中間の見直し概要一覧

事業名	第3次経営計画 2014~2018 (平成26年 3月発行) 該当ページ	担当課	見直し について
1 地域活動支援事業	46~67	地域活動 支援課	
1 暮らしの総合相談	46~49		
(1)小地域活動支援 (センター・分室・コーナーの運営)	46~47		
①ボランティアセンター・東分室の運営	46		見直し済
②ボランティアコーナーの運営	47		
(2)視覚・聴覚障害者支援事業〔区委託事業〕	48		
(3)車椅子の貸出	48		中間の 見直し
(4)地域行事用機材の貸出	49		
2 ボランティア情報の発信	50		
(1)ボランティア情報の発信	50		中間の 見直し
3 地域人材の養成・学習支援	51~53		
(1)福祉教育の推進	51~52		
①福祉教育・福祉体験学習の推進	51		
②いつでも体験ボランティア	52		
(2)地域人材養成・学習支援	52		
①地域コーディネーター講座	52	中間の 見直し	

見直し済 : 28年度までに見直しが済んでいる事業

中間の見直し : 中間の見直しをした事業(29年度より実施)

見直しの概要	見直しシート 本紙該当ページ	備考
<p>ふれあい福祉相談事業は、「暮らしの総合相談」として、東分室、各ボランティア・地域活動サポートコーナーも含め、地域活動支援課全職員で対応し、事業移行しました。</p>	30	26年度見直し実施
<p>体験用車椅子を配置し、福祉教育の支援充実を図ります。 貸出用車椅子は、区民等からの寄贈が多いことから、引続き寄贈者名をステッカーで表示していきます。また、会員獲得については、貸出、返却時に事業の周知に努めていきます。さらに、安全な車椅子利用のための講習会を計画的に実施していきます。</p>	31	
<p>携帯配信システムの終了（平成28年9月30日）に伴い、「しずく」と「地区情報紙」、ホームページによる情報発信を強化し、情報発信の迅速化と発信範囲の拡充を図ります。災害時のボランティア情報発信については、ホームページの機能強化及び新規広報媒体の導入と連動し、社協全体の広報活動と一体的に情報発信する体制づくりを検討します。また、町会・自治会のご協力を得て、掲示板での周知についても地域拡大に取り組んでいきます。</p>	32	28年度1-2-(2)「災害時ボランティア情報の発信」は、「ボランティア情報の発信」に統合
		28年度②施設・団体ボランティア受入学習会は、1-6-(2)施設・団体ボランティアコーディネーター事業に統合
<p>平成26年度までは外部に企画構成を依頼し、平成27年度からは職員による企画運営を行いました。しかし、基礎編として2年間実施しましたが、内容や養成状況から見直しが必要でした。今後も継続して地域活動の中核を担う、地域のコーディネーターの発掘・養成は必要であり、学びやつながりの場の創出は重点事業です。そこで、平成28年度から生活支援体制整備事業の受託にともない、地域人材の発掘と養成を一体化して行うため、事業の見直しを行います。</p>	33	

事業名		第3次経営計画 2014～2018 (平成26年 3月発行) 該当ページ	担当課	見直し について
4	小地域ネットワーク支援	54～58	地域活動 支援課	
	(1)コミュニティネットワーク支援	54～57		
	①東地区	54		
	②中央地区	55		
	③西地区	56		
	(2)避難者支援〔都補助事業〕	58		中間の 見直し
	(3)地区ボランティア交流会	58		中間の 見直し
	5	市民活動の支援	59～61	
(1)NPO等市民活動団体と地域住民との協働支援	59			
(2)ふれあい・いきいきサロンの運営支援	60			
(3)新宿CSRネットワークの活動支援	60			
(4)地域ささえあい活動助成、備品整備・施設整備助成	61	法人 経営課		

見直しの概要	見直しシート 本紙該当ページ	備考
		28年度④集合住宅は、コミュニティネットワーク支援①～③に統合
<p>平成29年3月31日をもって、応急仮設住宅（借上げ住宅）の供与が終了することに伴い、避難者数が減少することが見込まれているため、事業内容の縮小も検討します。</p> <p>交流サロンは平成29年3月31日をもって終了し、既存の地域サロンへ移行していきます。</p> <p>避難者支援は、地域コミュニティの中で、引続き、見守り、相談対応を行っていきます。</p>	34	
<p>平成26年度から各地区で開催しているボランティア交流会は、平成28年度の開催で全9地区で開催しました。地区ごとの集客は限界があり、また、会員に個別に郵送するご案内に費用がかかっていました。</p> <p>平成29年度からは、圏域ごとの開催とし、テーマと会場は年度ごとに変更して実施します。開催月は、社協会員への「新宿社協会員会報誌」発送時にご案内を同封することとし、11月開催とします。</p> <p>また、開催時は、活動者同士のつながり、情報交換の場となるよう内容を検討します。さらに、新たな会員獲得の機会となるように周知を図っていきます。</p>	35	

事業名		第3次経営計画 2014~2018 (平成26年 3月発行) 該当ページ	担当課	見直し について
6	地域ささえあい活動支援	62~67	地域活動 支援課	
	(1)ちょこっと・暮らしのサポート事業 (個人支援ボランティアコーディネート)	62		見直し済
	(2)施設・団体ボランティアコーディネート事業	63		見直し済
	(3)ファミリーサポート事業〔区委託事業〕	64		見直し済
	(4)地域見守り協力員事業〔区委託事業〕	65		見直し済
	(5)介護支援ボランティア・ポイント事業 〔区委託事業〕	66		見直し済
	(6)認知症対応ボランティア事業〔区委託事業〕	27年度 新規		
7	災害ボランティアセンターの運営支援等	67		
	(1)災害ボランティアセンターの運営支援等	67		見直し済
8	生活支援体制整備事業	28年度 新規		
	(1)生活支援体制整備事業〔区委託事業〕	28年度 新規		

見直しの概要	見直しシート 本紙該当ページ	備考
<p>平成28年度から、ちよこっと困りごと援助サービス事業と暮らしのサポート事業を一体的に実施することに伴い、支援内容や、対象年齢、利用料（有償・無償）のあり方について検討します。協力員へのスキルアップ研修を行います。</p>	36	28年度「暮らしのサポート事業」と「ちよこっと困りごと援助サービス」を統合し名称変更
<p>施設・団体ボランティアコーディネート事業及び施設・団体ボランティア受入学習会を統合することにより、施設・団体ボランティア及びボランティア受入施設・団体へ一体的な支援を行います。</p>	37	28年度見直し実施
<p>平成27年度ファミリーサポート事業を拡充しました。 病児・病後時預かりにあわせ、事務局の開設時間を午前8時から午後6時30分に、通常預かりの朝を1時間早くし、午前6時から午後10時に拡充しました。 利用会員登録説明会の土曜日開催6回を、8月を除く、毎月1回11回に拡充しました。 研修会・交流会の回数を2回から3回に増やし、会員のスキルアップと交流を図ります。 平成27年4月1日から「地域子ども子育て事業」として第2種社会福祉事業となり、非課税対象事業となりました。 「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月開始に伴い「子育て支援員」基礎、専門研修科目と同じ内容に変更し、28年度から実施しています。</p>	38	27年度見直し実施
<p>高齢者総合相談センターの設置及び介護保険サービスとの連携に伴い、見守り対象者の受け皿が広がりました。地域見守り協力員（ボランティア）の訪問が困難であり、社協職員が訪問していた「ふれあい訪問事業」の対象者は、対象者のニーズごとに専門機関と連携し、ケース担当を移行しました。今後、新規の相談があった場合、高齢者総合相談センターを中心として関係機関で連携して対応をしていきます。</p>	39	28年度「ふれあい訪問・地域見守り協力員事業」からの名称変更
<p>平成28年度からポイント付与の対象となる活動が、3事業（地域安心カフェ・介護者家族会・認知症介護者家族会）追加となりました。</p>	40	28年度「ちよこっと困りごと援助サービス」の統合による欠番のため番号繰り上げ（6）⇒（5）
<p>本講座で認知症高齢者に対する支援方法を学んだ受講者が、その後地域の認知症高齢者を支える継続的なボランティア活動に繋がるよう、講座の内容を充実していきます。</p>	41	
<p>災害ボランティアセンターの運営支援と災害時のボランティアコーディネートについて、マニュアルに基づく、職員研修を行い、発災時に社協としての災害ボランティアセンターの運営支援を担える体制を整えます。また、区との連携をはじめ、災害時に大きな力となる災害ボランティア、NPO・NGO団体、新宿CSRネットワークとの日常からの連携体制づくりや関係団体意見交換会を通して平時より災害に備えた関係・基盤づくりを進めます。災害ボランティアセンターの周知については、地域の避難所運営管理協議会の場を活用するなど検討します。 また、災害ボランティア養成講座及び災害ボランティアスキルアップ講座を見直し、一体的な講座の実施を検討します。さらに、区との連携体制強化に向け、地域本部の訓練等への参加を検討します。</p>	42	28年度見直し実施
<p>平成28年度から生活支援体制整備事業(区委託事業)を実施します。</p>	43	

事業名	第3次経営計画 2014～2018 (平成26年 3月発行) 該当ページ	担当課	見直し について
2 個別生活支援事業	68～72		
1 成年後見制度利用推進事業と地域福祉権利擁護事業の 一体的推進	68～69		
(1)成年後見制度利用推進事業〔区委託事業〕	68	成年後見 センター	中間の 見直し
(2)地域福祉権利擁護事業〔東社協委託事業〕	69		中間の 見直し
2 低所得者世帯等への支援	70～72		
(1)生活福祉資金貸付〔東社協委託事業〕	70	法人 経営課	中間の 見直し
(2)受験生チャレンジ支援貸付〔区委託事業〕	71		見直し済
(3)応急小口資金貸付〔区補助事業〕	71		中間の 見直し
(4)緊急援護事業〔区補助事業〕	72		

見直しの概要	見直しシート 本紙該当ページ	備考
<p>平成26年度からは区が開始した市民後見人養成講習の実施について受託し新たな担い手の確保に努めました。また市民後見人該当事例ガイドラインの見直しを行い、施設入所中の方だけでなく、在宅で生活する方への市民後見活動も可能としました。そして3圏域における地区担当制により、関係機関との連携を強化し、地域で安心して生活を継続できるように、成年後見制度の積極的な活用を図れる体制づくりを推進しました。</p> <p>今後は、周知方法の改善に努め地域への制度理解をすすめるとともに、法人後見制度の検討など、成年後見制度の利用促進に向け、取り組んでいきます。</p>	44	
<p>平成26年度から始まった市民後見人養成基礎講習の受講者が、市民後見人を目指す実習として生活支援員活動を位置づけたことから、支援員が増えました。また成年後見での研修も受けることから支援員の質の向上を図ることもできました。そのため課題解決の段階から支援員が加わる体制が取れ、その間の支援に苦慮することが少なくなりました。また3地区担当制も軌道にのっています。</p> <p>今後は成年後見利用推進事業にて法人後見の検討を行います。法人後見の実施を検討することで、地権から成年後見まで社協が一貫して支援できる仕組みについても検討ができ、判断能力が十分でなくなっても安心して地域で暮らし続ける環境づくりがさらに推進できるものと考えます。それに加え、成年後見の手前的な事業として、必要な人に必要な支援が届くよう、地域、関係機関への制度周知を進めていきます。</p>	45	
<p>平成27年度に、新宿社協はじめ都内全般の貸付件数が減少したことから、貸付件数及び償還率の増大は見込めません。生活困窮者支援制度の見直しが行われる平成30年度に向けて、新宿区生活支援相談窓口や関係機関等との連携を強化し、低所得世帯などの生活課題を解決する取り組みの強化に努めます。平成28年12月からひとり親家庭の自立支援のための新たな貸付事業を行う予定です。推進部会でのご意見を反映し、生活支援相談窓口等関係機関との相互連携（紹介・相談）の件数を指標に加えます。</p>	46	
<p>平成28年度の制度改正により、貸付要件の所得制限が変更され、生計中心者所得額から世帯の所得合算額になったことで、対象者が減少しています。そのため指標のみ見直すこととします。</p>	47	28年度見直し実施
<p>平成27年度の貸付件数が減っていることから、相談内容の分析とともに、新宿区地域福祉課や生活支援担当課等の意見を伺いながら貸付要件の見直しを行います。また、真に貸付が必要な人に制度が周知されていない可能性もあるため、新たな周知方法を検討し実施します。さらに、生活支援相談窓口との連携を強化し、相談者の自立につながるよう総合的、継続的な支援を行います。</p> <p>推進部会でのご意見を反映し、生活支援相談窓口等関係機関との相互連携（紹介・相談）の件数を指標に加えます。</p>	48	

事業名	第3次経営計画 2014～2018 (平成26年 3月発行) 該当ページ	担当課	見直し について	
3 組織運営事業	73～82			
1 社協の組織運営	73～77	法人 経営課		
(1)理事会・評議員会の運営〔区補助事業〕	73		中間の 見直し	
(2)部会の運営	74			
①推進部会の運営〔区補助事業〕	74		見直し済	
②社協部会の運営	74		地域活動 支援課	見直し済
(3)広報・広聴〔一部区補助事業〕	75		中間の 見直し	
(4)IT推進・情報管理〔一部区補助事業〕	76		中間の 見直し	
(5)職員の育成〔自主事業／区補助事業〕	77	中間の 見直し		
2 地域福祉を支援する活動基盤の強化	78～81	法人 経営課		
(1)自主財源の確保	78～79			
①会費	78		見直し済	
②寄付金	79		中間の 見直し	
③収益事業	79		中間の 見直し	
(2)共同募金運動	80		中間の 見直し	
(3)地域団体との連携	81			
(4)公益的な取り組みの推進	28年度 新規			
3 災害対策の推進	82			
(1)災害時危機管理対策	82			

見直しの概要	見直しシート 本紙該当ページ	備考
<p>社会福祉法の改正に伴う組織ガバナンス強化を図るための対応 社会福祉法の改正に伴う運営の透明性の確保を図るための対応 民生委員児童委員一斉改選（H28.12.1）に伴う対応</p>	49	
<p>第3次経営計画の3年次目の取り組みとして中間の見直しを行っていき、平成29年度は、次期経営計画の策定へつなげる準備を整えていきます。 平成28年度は、推進部会委員の新たな改選を行いました。</p>	50	28年度、部会の運営として「推進部会」と「社協部会」を一緒に掲載していたものをそれぞれ掲載
<p>平成28年度は、推進部会委員の新たな改選を行いました。</p>	51	
<p>1 ホームページのリニューアル及び効果的な運用 2 社会福祉法の改正に伴う情報公開への対応 3 広報紙「けやき」の発行方針やより読みやすいデザイン、部数、配架件数の見直し及び新たな配架先（学校、スーパーマーケット等）を検討します。</p>	52	
<p>1 情報管理セキュリティ及び人材育成の強化として、①IT管理運用体制の整備、②職員研修の充実を図ります。 2 IT機器等の環境整備として①PCのOS標準化(Windows10)、②機器入替等による使用環境の確保、③会員総合情報システムの機能強化をすすめます。 3 災害時等への備えとして①ITBCPの検証・訓練、②情報発信及び機器の検証・整備を行います。</p>	53	
<p>既存の職員育成計画について、現状の研修参加実績に基づいた見直しを行い、個別研修計画により活用しやすいものにします。</p>	54	
<p>平成27年度の会員制度変更及び団体の構成員個々が個人会員として加入していたものが団体会員として加入方法を改めたため、会員数等が大幅に減少したことから平成30年度の会員数をなどを下方修正します。</p>	55	27年度見直し実施
<p>一時的な大口寄附を除いた寄附金額の平均的な実績から、指標を下方修正しました。 また、法改正に伴い、目的別寄附金制度の導入等については、情報収集と分析をすすめます。</p>	56	
<p>収益事業のさらなる拡充に向け、新たな設置場所として、区内の民間施設や企業への設置協力依頼について検討するほか、次期経営計画策定に向けた情報収集及び分析を行います。</p>	57	
<p>募金箱設置は、設置場所など効果的な方法を検討します。インターネットを活用した募金方法など、新たな募金活動の取組みについて、共同募金会への働きかけを行っていきます。また、福祉教育の実践の中で、共同募金への理解を深めるようPRしていきます。街頭募金は、地区民児協等他団体の協力環境が不可欠なので、指標を下方修正します。</p>	58	
<p>社会福祉法人制度改革及び福祉人材確保の促進を柱とする改正社会福祉法に基づき、社会福祉法人改革のポイントのひとつである「地域における公益的な取組を実施する責務」に関し、新宿区内の社会福祉法人によるネットワークづくりをすすめ、法人間の連携、協働による公益的な取組を支援します。</p>	59	

(2) 第3次経営計画に基づく見直しシート

【行動指針】 1 住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します

【施策】 1 暮らしの総合相談

		分類	重点事業																										
1-1-(1)-①	小地域活動支援(ボランティアセンター・東分室の運営)	担当課	地域活動支援課																										
<p>1 事業概要 暮らしの総合相談として、地域の方々からの相談を、各地区担当チームで対応し、社協内の事業での調整や行政サービスの紹介など、社協内外での連携・調整を行い、改善・解決に向けての支援をします。「地域ささえあい活動支援事業」や「小地域ネットワーク支援事業」を活用し、相談から援助まで調整します。 平成26年2月、社協東分室の開設により、地区割りを区高齢者総合相談センターと同一の三圏域(東・中央・西)体制とし、業務連携をより密にして、さらなる小地域展開を推進します。</p> <p>2 現状と課題 相談から援助まで継続した支援を行うためには、職員の適切な対応力が必要です。経験の浅い職員も含め、全ての職員が同じように支援ができるような職員の質の向上が課題です。また、多様なニーズへの対応は、社協内の横の連携、情報共有をより一層深めていくことが必要であり、東分室との二事務所体制になることで、高田馬場事務所との情報共有や業務連携を円滑に行うことも課題です。</p> <p>3 取り組みの方向性 多様なニーズへ対応するために、地区ボランティア交流会や介護支援ボランティア・ポイント事業等を活用し、ボランティア活動のPRを行い、地域での支えあい活動の担い手を増やしていきます。また、専門的な支援を得意とする地域のNPO団体や民間事業者との連携を深めていきます。職員の質の向上は、ケース検討会やケースごとの対応への助言により、支援の方法等を体得します。社協内の横の連携は、各課の地区担当者を中心に、連絡を密にし、情報交換・情報共有の場を増やしていきます。二事務所体制の情報共有、業務連携については、センターと東分室の合同会議など情報共有の場を設け連携します。 ふれあい福祉相談は、「暮らしの総合相談」として地区担当が対応し、相談内容に応じて関係機関と連携し、専門相談機関へ相談者をつないでいきます。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事業</td> <td>・ボランティアセンターの周知</td> <td>→</td> <td rowspan="3"> (中間の見直し) </td> <td>→</td> <td>相談件数の増加</td> </tr> <tr> <td>・職場内コーディネートケース検討会</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>コーディネートマニュアルの作成(100部作成)</td> </tr> <tr> <td>・ささえあいのまちづくりの推進</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>地域の中で自主的なささえあい活動ができる</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名(全体指標)</th> <th>平成24年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>6,480件</td> <td>7,680件</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	・ボランティアセンターの周知	→	(中間の見直し)	→	相談件数の増加	・職場内コーディネートケース検討会	→	→	コーディネートマニュアルの作成(100部作成)	・ささえあいのまちづくりの推進	→	→	地域の中で自主的なささえあい活動ができる	指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度	相談件数	6,480件	7,680件
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																								
事業	・ボランティアセンターの周知	→	(中間の見直し)	→	相談件数の増加																								
	・職場内コーディネートケース検討会	→		→	コーディネートマニュアルの作成(100部作成)																								
	・ささえあいのまちづくりの推進	→		→	地域の中で自主的なささえあい活動ができる																								
指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度																											
相談件数	6,480件	7,680件																											

【行動指針】 1 住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します

【施策】 1 暮らしの総合相談

		分類	継続事業		
1-1-(3)	車椅子の貸出	担当課	地域活動支援課		
<p>1 事業概要 区民の日常生活支援を目的に寄付金などを財源に車椅子を購入したり、区民等から寄贈を受け、必要な方(在住者または所在団体)へ無料で貸出を行っています。貸出期間は2週間の短期利用、4か月の長期利用があります。平成26年度からの貸出窓口は高田馬場事務所及び東分室のほか、区内6か所のボランティア・市民活動サポートコーナー、了承の得られた高齢者施設、医院などです。また、区の各特別出張所でも短期利用の貸出をしています。</p>					
<p>2 現状と課題 常に一定のニーズがある事業であり、高田馬場事務所、各コーナーとも多くの貸出が行われています。しかし、貸出を通して、会費や寄附金などの社協の独自財源である事業への理解や、利用者等の福祉ニーズを把握するという機能を十分に果たせていません。車椅子の貸し借りのみの関係で完結していることが課題です。また、車椅子の整備・管理の強化も課題です。</p>					
<p>3 取り組みの方向性 貸出需要を分析のうえ、貸出事業運営に適正な台数を確保すると同時に、安全管理を徹底するため、定期的な専門整備を実施し、安全に利用できる車椅子を提供していきます。また、社協会員制度と連動し、会員と非会員での貸出期間等の差別化を検討し、区民の寄附や社協会費によって支えられている事業であることへの理解を促進する事業とします。 2020年東京パラリンピックの開催に向けた、福祉教育支援充実のため、体験用車椅子を配置します。 貸出用車椅子は、区民等からの寄贈が多いことから、引続き寄贈者名をステッカーで表示していきます。また、会員獲得については、貸出、返却時に事業の周知に努めていきます。さらに、安全な車椅子利用のための講習会を計画的に実施していきます。</p>					
4 計画事業と5年間の実施目標					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業	・事業理解の促進 → ・社協会員・非会員との差別化の検討・推進 → ・車椅子の適正台数確保 → ・専門整備体制の確保 →		(中間の見直し)	→	
5 指標	指標名(全体指標)	平成24年度		平成30年度	
	保有台数	230台		200台	
	貸出件数	438台		600台	

【行動指針】 1 住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します

【施策】 2 ボランティア情報の発信

		分類	拡充事業		
1-2-(1)	ボランティア情報の発信	担当課	地域活動支援課		
<p>1 事業概要 ボランティア募集情報をはじめ、講座・研修、地域活動などに関する様々な情報提供を通じて、ボランティア・市民活動に広く興味・関心をもってもらうことを目的としています。月1回情報紙「しずく」(A4、4ページで毎月4,000部)及び各圏域ごとの「地区情報紙」(A4、2ページで毎月4,000部)を発行し、ホームページ(HP)での情報発信を行います。対象は、初心者から活動者まで幅広く想定し、地域の活動者及び区内の施設や関係機関・団体へ送付・提供を行っています。</p>					
<p>2 現状と課題 情報紙「しずく」は、情報掲載量に制限があるとともに、配布先の拡充を図ることが課題です。また、「しずく」と「地区情報紙」、ホームページは、ボランティア情報の発信等広報窓口を一本化し、各広報媒体を一体的に運用していくことも今後の課題です。また、「しずく」と「地区情報紙」の設置場所を増やし、情報発信を拡充することが課題です。</p>					
<p>3 取り組みの方向性 ボランティア活動者の拡充を目指し、「しずく」の速報性の向上・紙面の充実、NPOや企業への周知を図り配布先の充実を図ります。HPの機能強化を行っていきます。また、それぞれの情報の連動機能については、社協全体の広報活動の進め方を検討する場を設け、結果を反映していきます。 また、災害時のボランティア情報発信については、ホームページの機能強化と連動し、社協全体の広報活動と一体的な運用体制づくりを検討します。 町会・自治会のご協力を得て、掲示板での周知についても地域拡大に取り組んでいきます。</p>					
4 計画事業と5年間の実施目標					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業	・しずくとHP、携帯配信の連動 → ・広報窓口の一本化検討 →		(中間の見直し)	・HPの機能強化 →	
5 指標	指標名(全体指標)	平成24年度		平成30年度	
	しずく配架先件数	154件		300件	
	HPアクセス件数(月)	—			

【行動指針】 1 住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します

【施策】 3 地域人材の養成・学習支援

		分類	重点事業		
1-3-(2)-①	地域コーディネーター講座	担当課	地域活動支援課		
1 事業概要					
<p>地域人材の発掘と養成を目的として平成23年度から実施している事業で、既に地域活動に関わりを持っている、または各地域で中心的に活動を担うことのできる区民(在住・在勤・在学)を対象に、地域の中核を担う地域のコーディネーターとして活動を展開できるよう学習機会を生活支援体制整備事業と一体化して提供します。</p>					
2 現状と課題					
<p>本事業では、「基礎編」「応用編」で、座学・現場実習・行動計画の設計等のカリキュラムを通じ、地域人材の発掘と養成を行っています。平成27年度からの2年間は職員による企画運営を行いました。内容や養成状況、地域ニーズにあう講座運営について、見直しが必要でした。今後も継続して地域活動の中核を担う、地域のコーディネーターの発掘・養成は必要であり、学びやつながりの場の創出は重点事業です。また、修了後の活動につなげる継続的な支援及びコーディネート、活動場所の確保が課題です。そこで、平成28年度からの生活支援体制整備事業の受託に伴い、地域人材の発掘と養成を一体化して行うため、事業の見直しを行います。</p>					
3 取り組みの方向性					
<p>地域コーディネーターの視点、地域全体で支えあうしくみづくりの視点が持てる講座を実施します。講座修了後は地区担当職員、地域活動グループが継続的な支援と関わりを持ち、地域人材が地域での様々な相談・支援活動で活躍できるよう、その方法を検討します。生活支援体制整備事業と一体的な実施により、社協や多様な団体と連携しながら、課題解決に向けた具体的な活動及びコーディネートをを行うことのできる人材の養成をさらに推進します。</p>					
4 計画事業と5年間の実施目標					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業	<ul style="list-style-type: none"> 「基礎編」講座の実施 「応用編」講座の実施 コーディネーターのネットワークづくり 地域人材との連携による小地区での相談・支援活動 コーナー等拠点運営への参画 	<ul style="list-style-type: none"> 「基礎編」講座の実施 「応用編」講座の実施 コーディネーターのネットワークづくり 地域人材との連携による小地区での相談・支援活動 コーナー等拠点運営への参画 	(中間の見直し)	講座の実施	
5 指標	指標名(全体指標)	平成24年度		平成30年度	
	実践活動につながった人数	8人		30人	

【行動指針】 1 住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します

【施策】 4 小地域ネットワーク支援

		分類	継続事業												
1-4-(2)	避難者支援〔都補助事業〕	担当課	地域活動支援課												
<p>1 事業概要 東日本大震災における被災地からの区内避難者の方々に対して、生活の安定化に向けた情報提供や相談支援を行うとともに、地域コミュニティの中で、避難者同士および地域住民との交流の場づくり、関係づくりを支援しています。</p> <p>2 現状と課題 サロンへの参加メンバーが定着し、参加メンバー間の関係が構築され、自主グループによるサロンが立ち上がり、定期的開催されています。また、避難者の方が地域の子育てママを対象にしたサロンを立ち上げるなど、活動の広がりを見せています。一方で、サロンに参加していない多くの避難者の方々とのつながりがなく、全体の状況を把握できていない状況があります。</p> <p>3 取り組みの方向性 情報紙の戸別配布を行い、一人でも多くの避難者の方の現状を把握し、ニーズに合った支援を検討していきます。また、避難者も地域で暮らす生活者として捉え、避難者の方々が暮らす地域全体を対象に、地元自治会や関係機関と連携し、地域コミュニティの活性化に向けて、避難者支援からコミュニティ支援へと、活動の重点を移行していきます。なお、本事業の継続については、都の動向を踏まえ対応します。避難者支援は、地域コミュニティの中で、引続き、見守り、相談対応を行っていきます。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業</td> <td>・交流サロンの実施 ・避難者向け情報紙の作成と戸別配布(108戸) ・避難者の地域活動の支援</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>(70戸) -----> -----></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	・交流サロンの実施 ・避難者向け情報紙の作成と戸別配布(108戸) ・避難者の地域活動の支援	→	→	(70戸) -----> ----->	
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度										
事業	・交流サロンの実施 ・避難者向け情報紙の作成と戸別配布(108戸) ・避難者の地域活動の支援	→	→	(70戸) -----> ----->											
5 指標	指標名(全体指標)	平成24年度		平成30年度											
	避難者支援事業参加避難者数	102人		-											

【行動指針】 1 住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します

【施策】 4 小地域ネットワーク支援

		分類	新規事業																		
1-4-(3)	地区ボランティア交流会	担当課	地域活動支援課																		
<p>1 事業概要 地域活動やボランティア活動に関わる人や団体、施設などを対象に、地区ごとに交流会を行い、地域での支えあい活動を活性化し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。従来の「地区パートナー懇談会」を、地域のボランティア(活動者)と社協会員(賛助者)とのつながりができるように実施します。</p> <p>2 現状と課題 地域の中ではさまざまな場面で、地域住民の協力により各社協事業を行っていますが、各事業の活動者(支援者)同士の横のつながりを持つ機会が無いことが課題です。地域の中の活動者・活動団体が一堂に会し連携を深める場づくりが課題です。</p> <p>3 取り組みの方向性 小地域ごとに各事業の活動者、ボランティア活動者、協力団体のほか、地域のNPO法人や社会貢献活動を行う企業等も含めて、地域の中で一堂に会する場づくりを行います。顔の見える関係づくりから、新たな活動へ拡大する機会となるように支援します。また、広く社協を支える活動者や会員等、個人・団体との連携も視野に入れます。 各地区で開催してきた「ボランティア交流会」は、平成28年度の開催で全9地区で開催しました。平成29年度からは、圏域ごとの開催とし、テーマと会場は年度ごとに変更して実施します。また、開催時は、活動者同士のつながり、情報交換の場となるよう内容を検討します。さらに、新たな会員獲得の機会となるように周知を図っていきます。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業</td> <td colspan="2">・小地域での交流会実施 →</td> <td>交流会での意見をもとに活動支援を行う (中間の見直し)</td> <td>→</td> <td>交流会参加者を中心に地域の中で自主活動が行われている</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名(全体指標)</th> <th>平成24年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流会参加者数</td> <td>608人</td> <td>900人</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	・小地域での交流会実施 →		交流会での意見をもとに活動支援を行う (中間の見直し)	→	交流会参加者を中心に地域の中で自主活動が行われている	指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度	交流会参加者数	608人	900人
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																
事業	・小地域での交流会実施 →		交流会での意見をもとに活動支援を行う (中間の見直し)	→	交流会参加者を中心に地域の中で自主活動が行われている																
指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度																			
交流会参加者数	608人	900人																			

【行動指針】 1 住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します

【施策】 6 地域ささえあい活動支援

		分類	継続事業																																
1-6-(1)	ちょこっと・暮らしのサポート事業(個人支援ボランティアコーディネート)	担当課	地域活動支援課																																
<p>1 事業概要 平成28年度から、ちょこっと困りごとと援助サービス事業と暮らしのサポート事業を一体的に実施します。ボランティア活動を始めたい個人・グループと、日常生活での困りごとがあり、ボランティアの援助を必要としている人から相談を受け、活動の調整支援までをサポートします。 暮らしのサポート事業では、援助を必要としている人と活動者の双方の状況や意向に沿った「住民同士の支えあい活動」としてコーディネートします。 ちょこっと困りごとと援助サービス事業の内容は引き続き、区内在住の75歳以上の一人暮らし、または75歳以上の方を含む65歳以上の高齢者のみの世帯を対象としています。 おおむね30分程度で対応が可能な日常生活の困りごとを、地域のボランティア(協力員)によって解決していくものです。</p> <p>2 現状と課題 ちょこっと・暮らしのサポート事業は、個人支援・施設団体支援のボランティア活動も、すべての活動は住民同士の支えあい活動として、相談から活動の支援まで対応します。そのためには、職員の調整力や支援の質の向上を図ることが課題です。 また、ボランティア活動希望の申込みは毎年数多くありますが、継続した活動に結びつかないこともあり、相談時に活動へつなぐ調整、ボランティア活動を継続できる体制づくりが課題です。</p> <p>3 取り組みの方向性 地域の中で顔の見える関係づくりをさらに進めていきます。地域住民の生活課題を把握して、地域にあった担い手(活動者)を増やしていきます。ボランティアの援助を必要としている方への支援は、高齢者総合相談センターや障害者福祉課、保健センター等関係機関と連携し、行政の支援、専門的な支援とボランティアによる支援の調整をします。また、ボランティア活動を継続できる体制づくりを行うために、活動が継続しないことの課題分析を行います。職員の調整力や質の向上については、「職員の育成」で対応を図ります。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業</td> <td>・ちょこっと・暮らしのサポート事業の周知</td> <td>→</td> <td rowspan="4"> (中間の見直し) </td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・ボランティアニーズの把握</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・ボランティアコーディネート数</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>協力員スキルアップ研修</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名(全体指標)</th> <th>平成24年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">活動回数</td> <td>123人</td> <td>523人</td> </tr> <tr> <td>4,703回</td> <td>5,000回</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	・ちょこっと・暮らしのサポート事業の周知	→	(中間の見直し)	→	→	・ボランティアニーズの把握	→	→	→	・ボランティアコーディネート数		→	→			協力員スキルアップ研修	→	指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度	活動回数	123人	523人	4,703回	5,000回
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																														
事業	・ちょこっと・暮らしのサポート事業の周知	→	(中間の見直し)	→	→																														
	・ボランティアニーズの把握	→		→	→																														
	・ボランティアコーディネート数			→	→																														
				協力員スキルアップ研修	→																														
指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度																																	
活動回数	123人	523人																																	
	4,703回	5,000回																																	

【行動指針】 1 住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します

【施策】 6 地域ささえあい活動支援

		分類	継続事業																								
1-6-(2)	施設・団体ボランティアコーディネート事業	担当課	地域活動支援課																								
<p>1 事業概要 ボランティア活動を始めたい個人・グループやボランティアの援助を必要としている施設・団体等に対する相談から、活動の調整、活動の支援までを行います。 地域の施設・団体からの相談について、住民による支えあい活動のほか、NPO法人等地域団体と専門的・広域的な活動として連携が図れるように調整します。地域人材の養成、学習支援として、区内のボランティア受入施設・団体の担当者に対し、ボランティアコーディネーターとしての学習の機会を提供します。分野を超えた情報交換及び地域との協働への視点を養う場として、ネットワークづくりを支援します。</p>																											
<p>2 現状と課題 施設・団体支援のボランティア活動も、住民同士の支えあい活動として、施設・団体と地域住民をつなぐ機会となるように、相談から活動の支援まで対応できる職員の支援の質の向上を図ることが課題です。 ボランティア活動希望者が、継続して活動に結び付くよう、最初に活動へつなぐ調整、活動を継続するための支援や、施設・団体等の活動先の拡充、施設・団体のボランティア受入れ体制の調整が課題です。 施設や団体によって、ボランティアの効果的な活用が十分でないところがあります。受入施設・団体の拡充も課題です。また、受入施設・団体の担当者は、他の施設・団体と情報交換や交流をもつ機会が少なく、担当者同士が悩みを共有できる場がないことが課題です。</p>																											
<p>3 取り組みの方向性 地域の中において、ボランティアコーディネートや地域からの様々な支援の依頼を通して、施設・団体の社会参加、社会貢献の機会を増やします。住民主体のグループや町会・自治会など地域団体との連携、調整を図り、地域の中で施設やグループ・団体もともに「住みよいまちづくり」を行うしくみづくりを推進します。また、介護支援ボランティア・ポイント事業を活用し、ボランティア参加者を増やし、活動先の拡充を図ります。施設・団体のボランティア受入れ体制の調整は、施設・団体ボランティア受入学習会を通して、施設・団体でのボランティアコーディネーターを育成します。 区内の児童・障害・高齢等のボランティア受入施設・団体が相互の情報交換、調整を図れるよう学習会を実施します。学習会をきっかけに、地域のボランティアの活用が促進され、施設・団体の地域貢献の場を拡大します。また、受入学習会を通じ、施設・団体職員のボランティアコーディネート力の向上を図ります。</p>																											
<p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業</td> <td colspan="2">・ボランティアコーディネート数 (個別支援、施設・団体支援含む) →</td> <td>300</td> <td rowspan="4" style="border: 1px dashed black; text-align: center;">(中間の見直し)</td> <td>→ 350</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・介護ボランティア・ポイント事業受入施設数 →</td> <td>35</td> <td>→ 50 → 55</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・施設・団体受入学習会参加団体 →</td> <td>36</td> <td>→ 36</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	・ボランティアコーディネート数 (個別支援、施設・団体支援含む) →		300	(中間の見直し)	→ 350	・介護ボランティア・ポイント事業受入施設数 →		35	→ 50 → 55	・施設・団体受入学習会参加団体 →		36	→ 36				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																						
事業	・ボランティアコーディネート数 (個別支援、施設・団体支援含む) →		300	(中間の見直し)	→ 350																						
	・介護ボランティア・ポイント事業受入施設数 →		35		→ 50 → 55																						
	・施設・団体受入学習会参加団体 →		36		→ 36																						
5 指標	指標名(全体指標)		平成24年度	平成30年度																							
	活動登録数(個別支援含む)		1,799人/117団体	2,500人/167団体																							
	利用施設・団体数		189団体	290団体																							

【行動指針】 1 住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します

【施策】 6 地域ささえあい活動支援

		分類	継続事業																														
1-6-(3)	ファミリーサポート事業[区委託事業]	担当課	地域活動支援課																														
<p>1 事業概要 ファミリーサポート事業は、子育ての援助を受けたい利用会員と、子育ての援助を行いたい提供会員との支えあいの活動です。地域での子育ての支援と児童の福祉の向上を図るとともに、住民の相互援助活動の育成、支援、調整を行っています。</p> <p>2 現状と課題 ファミリーサポート事業の利用依頼に対しては、一定のコーディネートができています。しかし、遅い時間や月齢の低い子どもへの活動、その他、困難なケースも増えニーズが多種・多様化しているのが現状です。それらのニーズに応えられる提供会員の確保が課題です。 また、病児・病後児預かりでは、提供会員の登録が少なく、利用会員へすぐに紹介することが難しいのが現状です。病児・病後児預かり提供会員の確保が課題です。</p> <p>3 取り組みの方向性 利用会員のニーズが多種・多様化し、依頼内容も多岐にわたっています。そのために、提供会員講習会、登録後のフォローアップ研修の内容の充実に取り組み活動できる提供会員の増加に努めます。登録後は早めに依頼をし、活動の経験をすることで多様なニーズや病児・病後児預かりの活動につながるようなコーディネートをし、また、利用会員のニーズによっては社会福祉協議会の事業に留まらずに、区の関係機関と連携し安心・安全な援助に繋げていきます。 病児・病後児預かりについては、引き続き提供会員講習会で会員の確保に努めます。援助に繋がらない利用会員には他機関の病児保育室や、保育園の病後児保育室の紹介も含め多様な病児預かり事業の案内をします。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事業</td> <td>・提供会員講習会の充実</td> <td>—————></td> <td rowspan="2">（中間の見直し）</td> <td>—————></td> <td rowspan="2">利用会員のニーズ に応えられる提供 会員が増えている</td> </tr> <tr> <td>・交流会、フォローアップ研修の充実</td> <td>—————></td> <td>—————></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名(全体指標)</th> <th>平成24年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提供会員講習会申込者数(年3回)</td> <td>46人</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>提供会員登録者数(年間新規)</td> <td>33人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>提供会員会員数</td> <td>350人</td> <td>420人</td> </tr> <tr> <td>病児・病後児提供会員</td> <td>87人</td> <td>120人</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	・提供会員講習会の充実	—————>	（中間の見直し）	—————>	利用会員のニーズ に応えられる提供 会員が増えている	・交流会、フォローアップ研修の充実	—————>	—————>	指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度	提供会員講習会申込者数(年3回)	46人	60人	提供会員登録者数(年間新規)	33人	40人	提供会員会員数	350人	420人	病児・病後児提供会員	87人	120人
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																												
事業	・提供会員講習会の充実	—————>	（中間の見直し）	—————>	利用会員のニーズ に応えられる提供 会員が増えている																												
	・交流会、フォローアップ研修の充実	—————>		—————>																													
指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度																															
提供会員講習会申込者数(年3回)	46人	60人																															
提供会員登録者数(年間新規)	33人	40人																															
提供会員会員数	350人	420人																															
病児・病後児提供会員	87人	120人																															

【行動指針】 1 住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します

【施策】 6 地域ささえあい活動支援

		分類	継続事業																																					
1-6-(4)	地域見守り協力員事業〔区委託事業〕	担当課	地域活動支援課																																					
<p>1 事業概要 地域見守り協力員が対象となる高齢者宅を定期的に訪問し安否の確認、見守り活動を行う中で、対象者の体調の変化や生活の困りごとなどを社協に報告し、孤独感の解消及び事故の未然防止を図ります。 新宿区内に住所を有する、75歳以上の一人暮らしまたは75歳以上の方を含む65歳以上の高齢者のみの世帯等を対象とします。</p> <p>2 現状と課題 協力員数は微増しているものの実際に活動していない協力員も多くいることや、協力員が単独訪問しているので、訪問先の対象者が病気などの緊急時に直面することもあり、責任の重い活動になっていることが課題です。高齢者総合相談センターとの連携で、事業が十分に理解されるよう、より一層の周知が課題です。</p> <p>3 取り組みの方向性 区内の関係機関、町会や民生・児童委員、サロン、地域でのボランティア活動者等を通じて、見守りを必要とする対象者の把握に努めます。また、本事業を通して把握した他の困りごとを必要な支援に迅速につないでいきます。さらに、他の事業との連携により、ボランティア活動者全般への自立的な活動を支援し、協力員同士が情報交換できるネットワークづくりを支援します。 また、区所管課、高齢者総合相談センターとより一層連携を図り、他の受託事業と合わせて高齢者の安全で安心な暮らしを地域で支える事業を推進します。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業</td> <td>・対象者数(見守り)</td> <td>→</td> <td>670</td> <td>(中間の見直し)</td> <td>→</td> <td>670</td> </tr> <tr> <td>・協力員数</td> <td>→</td> <td>500</td> <td></td> <td>→</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>・事業の周知、対象者の把握</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・各受託事業との総合的な実施</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名(全体指標)</th> <th>平成24年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域見守り協力員数</td> <td>397人</td> <td>650人</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	・対象者数(見守り)	→	670	(中間の見直し)	→	670	・協力員数	→	500		→	650	・事業の周知、対象者の把握	→			→		・各受託事業との総合的な実施	→			→		指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度	地域見守り協力員数	397人	650人
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																			
事業	・対象者数(見守り)	→	670	(中間の見直し)	→	670																																		
	・協力員数	→	500		→	650																																		
	・事業の周知、対象者の把握	→			→																																			
	・各受託事業との総合的な実施	→			→																																			
指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度																																						
地域見守り協力員数	397人	650人																																						

【行動指針】 1 住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します

【施策】 6 地域ささえあい活動支援

		分類	継続事業																																						
1-6-(5)	介護支援ボランティア・ポイント事業[区委託事業]	担当課	地域活動支援課																																						
<p>1 事業概要 18歳以上の方(区内在住、在勤、在学者及び区内活動者)が、区内の高齢者を支えるボランティア活動を行う事業です。介護支援ボランティア活動の内容に応じて、1ポイントにつき100円、年間50ポイント(5,000円)を上限にポイントが付与されます。付与されたポイントは、換金または新宿社協に寄附できます。</p> <p>2 現状と課題 事業開始以来、毎月の説明会に加え平成25年度からはボランティア相談窓口での申請も開始し、新規活動者は増加しています。一方、活動者への継続的な支援や、活動希望者のニーズや適性に合う受入施設の活動内容の把握に課題があり、活動実績につながらない事業登録者が増加していることが課題です。 また、受入施設数は現在27施設ですが、事業開始当初から施設数はあまり増えていません。登録者の内65歳以上の方が7割で、70歳代の登録者数だけで4割を占めている現状を踏まえ、登録者のニーズに合う活動内容を受入施設とともに開発していくことも課題です。</p> <p>3 取り組みの方向性 ポイント事業説明会開催について、地区ごとのボランティア入門講座の開催等とあわせて実施することで、ボランティアについて広く周知するしくみを構築します。また登録者に対し、定期的な情報提供やフォローアップ研修の開催等により継続的に活動支援を行います。 受入施設については、施設・団体ボランティア受入学習会を活用し、受入に関わる課題を把握し、受入担当者の支援を行います。また、事業説明会の開催や施設ボランティア活動実績調査時に事業周知を行う等、事業の理解を図ることで新規活動者の受入体制を整えていきます。さらに、事業対象の受入施設の分野や種類の拡充については、区所管課と連携を図り、広く活動できる環境を整えていきます。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">事業</td> <td>・活動登録者数</td> <td></td> <td>700</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・受入施設数</td> <td></td> <td>35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ボランティア入門講座開催</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・定期的な情報提供のあり方検討</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・施設・団体VC学習会事業周知</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中間の見直し)</p> <p>5 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名(全体指標)</th> <th>平成24年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業(活動)登録者数</td> <td>599人</td> <td>800人</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	・活動登録者数		700			・受入施設数		35			・ボランティア入門講座開催		→		→	・定期的な情報提供のあり方検討		→		→	・施設・団体VC学習会事業周知		→		→	指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度	事業(活動)登録者数	599人	800人
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																				
事業	・活動登録者数		700																																						
	・受入施設数		35																																						
	・ボランティア入門講座開催		→		→																																				
	・定期的な情報提供のあり方検討		→		→																																				
	・施設・団体VC学習会事業周知		→		→																																				
指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度																																							
事業(活動)登録者数	599人	800人																																							

【行動指針】 1 住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します

【施策】 6 地域ささえあい活動支援

		分類	新規事業																	
1-6-(6)	認知症高齢者等支援ボランティア養成講座事業〔区委託事業〕	担当課	地域活動支援課																	
<p>1 事業概要 認知症高齢者等へ地域ボランティア活動する者が、認知症に関する知識を習得することで、認知症高齢者等に関する対応力を向上させるとともに、地域活動支援の充実を図り、住民同士の支えあいのまちづくりを推進する。</p> <p>2 現状と課題 社協事業利用者の中には、年齢とともに認知症の症状が発症したり、地域見守り協力員事業や暮らしのサポート事業の新規利用希望者に認知症のケース相談が増えています。認知症の方々を支援することができるボランティアが少ないことが課題です。 また、高齢者総合相談センターを中心に開催している認知症サポーター養成講座では、毎年多くのサポーターが輩出されていますが、実際に認知症高齢者を支援する活動には広がっていません。</p> <p>3 取り組みの方向性 ボランティア活動を行っている方で認知症高齢者への支援に関心のある方、認知症サポーター養成講座修了者で実際に活動をしたい方を対象に本講座を実施します。講座では、認知症高齢者への理解と具体的な支援の方法を学び、認知症高齢者を介護している施設の協力のもと、実際に認知症高齢者と接する機会を設け、支援方法を体得します。 また、講座終了後は、認知症高齢者を支援するボランティア活動に参加してもらい、地域の支えあい活動を推進します。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事業</td> <td colspan="5"> ・講座の周知・参加を募る </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> ・受講後のボランティア活動者 30 → 60 (中間の見直し) → 90 → 120 </td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	・講座の周知・参加を募る 					・受講後のボランティア活動者 30 → 60 (中間の見直し) → 90 → 120 				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度															
事業	・講座の周知・参加を募る 																			
	・受講後のボランティア活動者 30 → 60 (中間の見直し) → 90 → 120 																			
5 指標	指標名(全体指標)	平成27年度		平成30年度																
	延べ受講者数	30人		120人																

【行動指針】 1 住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します

【施策】 7 災害ボランティアセンターの運営支援等

		分類	重点事業																																				
1-7-(1)	災害ボランティアセンターの運営支援等	担当課	地域活動支援課																																				
<p>1 事業概要 発災時に新宿区が立ち上げる災害ボランティアセンターの運営支援及び災害ボランティアのコーディネートを行う事業です。発災時に災害ボランティアセンターがその役割を遂行できるよう平時より、職員それぞれが災害ボランティアセンターの役割を理解するための研修を実施します。更に、地域防災力の向上に資する講座の企画や関係機関・団体等との連絡会議を行います。</p> <p>2 現状と課題 「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を平成25年度に改訂し、東日本大震災で得られた事例・教訓等を踏まえた内容へと改めます。マニュアルを活用した職員や関係者への内容の周知や理解をより一層図るためには、災害ボランティアセンターの役割・活動について区及び関係団体が共通した認識を持ち、平時より体制を整えていくことが重要です。また、災害ボランティアセンターの役割を、区と連携を図りながら周知し、講座等を通じて災害ボランティア活動者を増やし、養成していくことも課題です。</p> <p>3 取り組みの方向性 災害ボランティアセンターの運営支援と災害時のボランティアコーディネートについて、マニュアルに基づく、職員研修を行い、発災時に社協としての災害ボランティアセンターの運営支援を担える体制を整えます。また、区との連携をはじめ、災害時に大きな力となる災害ボランティア、NPO・NGO団体、新宿CSRネットワークとの日常からの連携体制づくりや関係団体意見交換会を通して平時より災害に備えた関係・基盤づくりを進めます。災害ボランティアセンターの周知については、地域の避難所運営管理協議会の場を活用するなど検討します。 また、災害ボランティア養成講座及び災害ボランティアスキルアップ講座を見直し、一体的な講座の実施を検討します。さらに、区との連携体制強化に向け、地域本部の訓練等への参加を検討します。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業</td> <td>・新マニュアルに基づく職員研修の実施</td> <td>→</td> <td>(中間の見直し)</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・地域ボランティアへの普及・啓発</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・新宿区・関係団体との連携・調整</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・発災時への備え</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名(全体指標)</th> <th>平成24年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害ボランティア体験学習会参加者数</td> <td>—</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>NPO・NGOとの協定数</td> <td>—</td> <td>5協定</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	・新マニュアルに基づく職員研修の実施	→	(中間の見直し)	→	→	・地域ボランティアへの普及・啓発	→	→	→	→	・新宿区・関係団体との連携・調整	→	→	→	→	・発災時への備え	→	→	→	→	指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度	災害ボランティア体験学習会参加者数	—	100人	NPO・NGOとの協定数	—	5協定
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																		
事業	・新マニュアルに基づく職員研修の実施	→	(中間の見直し)	→	→																																		
	・地域ボランティアへの普及・啓発	→	→	→	→																																		
	・新宿区・関係団体との連携・調整	→	→	→	→																																		
	・発災時への備え	→	→	→	→																																		
指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度																																					
災害ボランティア体験学習会参加者数	—	100人																																					
NPO・NGOとの協定数	—	5協定																																					

【行動指針】 1 住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します

【施策】 8 生活支援体制整備事業

		分類	新規事業		
1-8-(1)	生活支援体制整備事業〔区委託事業〕	担当課	地域活動支援課		
<p>1 事業概要 高齢者が住みなれた地域で安心して生活を続けられるよう、区や高齢者総合相談センターと連携して地域全体で高齢者を支えるための仕組みづくりを推進します。生活支援コーディネーターを1名配置し、地域の活動者や元気な高齢者等の参加を得て、住民主体の訪問型・通所型サービスの創出や、生活支援の担い手の養成、連携の基盤づくりを進めます。また、様々な関係団体が連携し、地域の互助力を高める協議を行う新宿区生活支援体制整備協議会の運営を行います。</p>					
<p>2 現状と課題 区と連携し、住民主体の生活支援サービスの創出、運営支援のためのしくみづくり、補助制度の立ち上げについて、調整をすすめることが課題です。また、新宿区生活支援体制整備協議会については、区や高齢者総合相談センターと連携して、計画的に会議を開催し運営を行うことが課題です。広く事業の普及啓発を図り、生活支援体制整備事業への取組みについて理解が深まるような機会を区民に提供し、担い手の発掘・養成をしていくことも課題です。</p>					
<p>3 取り組みの方向性 社協のネットワークやこれまでの地域活動支援の取り組みを活かし、支援を必要とする方に生活支援サービスが提供できる体制を整え基盤づくりを行います。「ちょこっと・暮らしのサポート事業」、「ふれあい・いきいきサロン」の活動支援等、既存の社協事業と一体的に支えあいのしくみづくりを進めます。 また、社協部会の意見を参考に、地域の声を協議体へつなぐと共に、地域の多様な活動者や元気な高齢者等が参画する住民主体の支えあいのしくみづくりへの取り組みを推進していきます。</p>					
4 計画事業と5年間の実施目標					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業		生活支援サービス創出・運営支援の補助制度の立ち上げ調整	(中間の見直し)	生活支援サービス創出・運営支援	→
			→	→	→
		事業普及啓発			→
		新宿区生活支援体制整備協議会立上げ	→		
5 指標	指標名(全体指標)	平成24年度		平成30年度	
	住民主体の生活支援サービス提供団体数	—		2団体	

【行動指針】 2 地域の理解によりきめ細やかに生活と権利を守ります

【施策】 1 権利擁護の一体的推進

		分類	重点事業																																						
2-1-(1)	成年後見制度利用推進事業〔区委託事業〕	担当課	成年後見センター																																						
<p>1 事業概要 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、地域で安心して生活を継続できるよう、東社協委託の地域福祉権利擁護事業と一体化して支援を行います。関係機関等と連携を図りながら「地域ぐるみ」での相談支援、地域への制度の広報普及、後見人の支援、市民後見人の養成を行います。</p> <p>2 現状と課題 制度普及に伴い、相談支援件数が急増しています。また支援が必要な単身世帯の増加や家族全体の支援・調整が必要なケース、生活課題を多々有しているケースなどの増加により、支援内容も複雑化・多様化し、時に虐待等緊急性を有するケースも増加しています。そのため後見人申立・選任までの間にも日常生活での金銭管理等の支援が必要な人が増加し、その対応が求められています。そして、今後ますます後見人が必要な人の増加が予測され、後見人等の養成とともに大きな課題となっています。同時に、様々なケースに対応できる職員の更なる資質向上が求められています。</p> <p>3 取り組みの方向性 「地域ぐるみ」の支援を目指すセンターとして、制度の利用促進のため、講座や相談会等の実施により地域や関係機関へのさらなる普及啓発に努めます。また新たな担い手の確保を進めるため、市民後見人養成基礎講習を継続実施するほか、施設入所者中の方だけでなく、在宅で生活する方への市民後見活動を進めていきます。 加えて、法人後見制度の検討を含め、判断能力が十分でない方が地域で安心して生活できる支援体制づくりに取り組んでいきます。そして、今後も継続的に職員の知識を高め、関係機関との連携を強化し、制度の必要な人が適切に制度が利用できるよう、取り組みます。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事業</td> <td>・成年後見制度の利用推進(相談支援・広報普及) →</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・市民後見人の養成強化 →</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業</td> <td>・市民後見人活動 ガイドライン見直し</td> <td>新ガイドラインに沿った 市民後見人活動開始</td> <td>→</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>選任までの支援の しくみ検討</td> <td>選任までの支援 のしくみ開始 法人後見検討</td> <td>(中間の見直し)</td> <td>センター10周年記念事業</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名(全体指標)</th> <th>平成24年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年後見制度の認知度(区政モニターによる)</td> <td>43.80%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>成年後見・権利擁護専門相談件数</td> <td>206件/年</td> <td>200件/年</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	・成年後見制度の利用推進(相談支援・広報普及) →				→	・市民後見人の養成強化 →				→	事業	・市民後見人活動 ガイドライン見直し	新ガイドラインに沿った 市民後見人活動開始	→		→		選任までの支援の しくみ検討	選任までの支援 のしくみ開始 法人後見検討	(中間の見直し)	センター10周年記念事業	→	指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度	成年後見制度の認知度(区政モニターによる)	43.80%	60%	成年後見・権利擁護専門相談件数	206件/年	200件/年
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																				
事業	・成年後見制度の利用推進(相談支援・広報普及) →				→																																				
	・市民後見人の養成強化 →				→																																				
事業	・市民後見人活動 ガイドライン見直し	新ガイドラインに沿った 市民後見人活動開始	→		→																																				
		選任までの支援の しくみ検討	選任までの支援 のしくみ開始 法人後見検討	(中間の見直し)	センター10周年記念事業	→																																			
指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度																																							
成年後見制度の認知度(区政モニターによる)	43.80%	60%																																							
成年後見・権利擁護専門相談件数	206件/年	200件/年																																							

【行動指針】 2 地域の理解によりきめ細やかに生活と権利を守ります

【施策】 1 権利擁護の一体的推進

		分類	重点事業		
2-1-(2)	地域福祉権利擁護事業〔東社協委託事業〕	担当課	成年後見センター		
<p>1 事業概要 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、地域で安心して生活を継続できるよう、区委託事業の成年後見制度利用推進事業と一体化して支援を行います。本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関しての相談を中心に、必要に応じて日常的な金銭管理の援助、通帳・印鑑などの預かりを行います。支援にあたっては地域住民が生活支援員となって、職員、関係機関等と連携を図りながら「地域ぐるみ」の支援を進めていきます。</p>					
<p>2 現状と課題 判断能力が不十分な方の増加に伴い相談支援件数が急増しています。また支援が必要な単身世帯の増加や家族全体の支援・調整が必要なケース、生活課題を多々有しているケースなどの増加により、支援内容も複雑化・多様化し、時に虐待ケース等緊急性を有するケースも増加しています。そのため生活支援員での支援ができるまでの調整・課題解決に時間がかかることが増え、その間への対応が求められています。またそのような支援に対応できる生活支援員の質と量の養成が急務となっており、同時に様々なケースに対応ができる職員のさらなる資質向上が求められています。</p>					
<p>3 取り組みの方向性 地域住民の力を得ながら、本人が契約能力を有する時から関わりを持ち、本人の意思を尊重した支援を行う事業として、地域住民、関係機関への事業周知を進め、積極的に推進します。そのためには何よりも継続した担い手の養成が必要であり、市民後見人養成事業と連携しながら生活支援員・職員の質的・量的向上をすすめます。また、関係機関との連携を図り、本人を支援するためのネットワーク構築に努めます。更に、法人後見の検討を行い、地権から成年後見まで一貫して社協の支援が可能となる仕組みを作ることで、判断能力が不十分になっても安心して地域で生活し続ける環境づくりを推進します。</p>					
4 計画事業と5年間の実施目標					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業	・事業の理解と利用の積極的推進 → ・生活支援員の養成強化 →		(中間の見直し) 支援員活動までの間支援のしくみ開始 法人後見検討に伴う地権の推進	→	
	支援員活動までの間支援のしくみ検討			→	
5 指標	指標名(全体指標)	平成24年度		平成30年度	
	新規相談件数	126件		180件	
	延べ契約件数	75件		125件	

【行動指針】 2 地域の理解によりきめ細やかに生活と権利を守ります

【施策】 2 低所得者世帯等への支援

		分類	継続事業																															
2-2-(1)	生活福祉資金貸付事業〔東社協委託事業〕	担当課	法人経営課																															
<p>1 事業概要 低所得世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯や日常生活全般に困難を抱えた世帯に対して貸付ます。 資金種類は出産・葬祭・転宅・住宅の改修、保全・療養・災害・就職支度・生業・技能習得・教育・障害者自動車購入資金等があり、平成28年12月からは、ひとり親家庭の資格取得支援のための高等職業訓練促進費の貸付事業が開始されます。また、失業者等で生活再建に向け求職中の生活費や緊急かつ一時的に困窮する世帯へ小口資金を貸付ます。更に、住まいなどの自己所有の不動産を担保に将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、生活資金を貸付ます。 貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする事業です。</p> <p>2 現状と課題 複雑で多様な生活相談に対応するため、相談者の情報を共有し、東京都社会福祉協議会や新宿区子ども家庭課また、生活支援相談窓口等の関係機関と連携を密にしています。 貸付金制度の改正に伴い、職員の制度への理解を深めることが求められています。 貸付金制度は、実施主体が東京都社会福祉協議会ですが、地区社協として相談者のセーフティネットの役割を果たすために、貸付制度を真に必要としている方へ、いかに周知できるか新たな広報PR方法を検討することが課題です。</p> <p>3 取り組みの方向性 適正な貸付と債権管理を行い、在宅福祉サービスの一つとして他の公的貸付制度や金融機関から借入が困難な低所得者・高齢者・障害者等の世帯に対し、生活の自立や安定への支援の役割を果たすために、新たな広報PR方法を検討し、制度の周知に努めます。また、新宿区子ども家庭課や新宿区生活支援相談窓口等の関係機関と連携を強化し、借受世帯の安定と経済的自立を図ることを支援します。 相談者のニーズに応じ、相談者が利用しやすい制度にするため制度改善や運用を[現場の声]として東社協へ提言します。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事業</td> <td>・適正な貸付と不良債権の減少</td> <td>不良債権整理を東社協の協力のもと実施</td> <td rowspan="3">（中間の見直し）</td> <td>不良債権整理の継続</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・区民への制度周知と活用</td> <td>→</td> <td>新たな広報PR方法の検討・周知</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・関係機関との連携・情報共有</td> <td>貸付の情報の共有化ができています</td> <td>区生活支援相談窓口との連携強化</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標名(全体指標)</th> <th>平成24年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年度の償還率の向上</td> <td>50.10%</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">生活支援相談窓口等関係機関(※)との相互連携件数</th> <th>平成27年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> <tr> <td>341件</td> <td>500件</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	・適正な貸付と不良債権の減少	不良債権整理を東社協の協力のもと実施	（中間の見直し）	不良債権整理の継続	→	・区民への制度周知と活用	→	新たな広報PR方法の検討・周知	→	・関係機関との連携・情報共有	貸付の情報の共有化ができています	区生活支援相談窓口との連携強化	→	指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度	現年度の償還率の向上	50.10%	55%	生活支援相談窓口等関係機関(※)との相互連携件数	平成27年度	平成30年度	341件	500件
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																													
事業	・適正な貸付と不良債権の減少	不良債権整理を東社協の協力のもと実施	（中間の見直し）	不良債権整理の継続	→																													
	・区民への制度周知と活用	→		新たな広報PR方法の検討・周知	→																													
	・関係機関との連携・情報共有	貸付の情報の共有化ができています		区生活支援相談窓口との連携強化	→																													
指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度																																
	現年度の償還率の向上	50.10%	55%																															
生活支援相談窓口等関係機関(※)との相互連携件数	平成27年度	平成30年度																																
	341件	500件																																

(※) 区担当課・都関係機関・ハローワーク・病院医療相談室などとの相互紹介・相談件数

【行動指針】 2 地域の理解によりきめ細やかに生活と権利を守ります

【施策】 2 低所得者世帯等への支援

		分類	継続事業																	
2-2-(2)	受験生チャレンジ支援貸付事業〔区委託事業〕	担当課	法人経営課																	
<p>1 事業概要 中学3年生又は高校3年生等で進学を希望する子がいる一定所得以下の世帯に対し、学習塾等の費用、高校や大学などの受験費用にかかる相談及び貸付を行います。</p> <p>2 現状と課題 教育への支援は、相談世帯の状況を的確に把握し、適正な貸付を行うとともに、教育支援資金等必要な制度を紹介するなど総合的な支援を行うことが必要です。 制度周知は、区や社協広報紙掲載、区立中学校や関係機関を通じたチラシ配布等で周知に努めていますが、利用対象者にとってタイムリーな時期等を考慮した、きめ細やかな事業の周知を行うことが必要です。</p> <p>3 取り組みの方向性 貸付担当者が、研修や東社協との連携で得た知識の共有化を図り、相談援助技術等のスキルアップに努め、適正な貸付事務と必要な相談支援ができるように努めます。 また、区と連携しあらゆる機会をとらえた周知の充実を図り、必要な世帯に必要な支援が行えるよう努めます。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事業</td> <td colspan="3">・適正な貸付と相談支援 →</td> <td colspan="2">→</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・関係機関と連携、制度周知の工夫 →</td> <td colspan="2">関係機関と連携、制度周知の徹底 →</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(中間の見直し)</p>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	・適正な貸付と相談支援 →			→		・関係機関と連携、制度周知の工夫 →			関係機関と連携、制度周知の徹底 →	
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度															
事業	・適正な貸付と相談支援 →			→																
	・関係機関と連携、制度周知の工夫 →			関係機関と連携、制度周知の徹底 →																
5 指標	指標名(全体指標)	平成24年度		平成30年度																
	貸付実績	135件		150件																

【行動指針】 2 地域の理解によりきめ細やかに生活と権利を守ります

【施策】 2 低所得者世帯等への支援

		分類	継続事業																													
2-2-(3)	応急小口資金貸付事業〔区補助事業〕	担当課	法人経営課																													
<p>1 事業概要 他からの借り入れが困難な所得の少ない世帯が、緊急を要する一時的な出費がある場合、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、資金の貸付と必要な相談支援を行います。</p>																																
<p>2 現状と課題 緊急を要する貸付金制度で、相談者の状況を正確に把握し、貸付の可否の判断を的確にまた迅速に行う必要があります。平成27年度の生活困窮者自立支援法施行に伴い、新宿区生活支援相談窓口や他の関係機関との連携を密にし、総合的かつ継続的な支援を行うことが重要です。更に、適正な債権管理・償還率の向上も課題です。</p>																																
<p>3 取り組みの方向性 平成27年度の貸付件数が減少したため、相談内容の分析とともに、新宿区生活支援担当課等の意見を伺いながら、貸付要件の見直しを進めます。また、真に貸付が必要な人に制度が周知されていない可能性もあるため、新たな周知方法を検討し実施します。貸付担当者が相談援助技術などのスキルアップに努め、さらに平成27年度から設置された生活支援相談窓口との連携を強化し、適正で迅速な貸付と債務管理を行うとともに、相談者の自立につながるよう総合的・継続的な支援を行います。</p>																																
<p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事業</td> <td>適正で柔軟な貸付と償還</td> <td>—————></td> <td>(中間の見直し)</td> <td>—————></td> <td>—————></td> </tr> <tr> <td>新システムの活用検討と効率的な事務処理</td> <td>—————></td> <td></td> <td>新システムの有効活用と効率的な事務処理</td> <td>—————></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>貸付要件の見直し検討</td> <td>—————> 貸付要件の改正</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>PR方法の検討</td> <td>—————> 周知PRの実施</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	適正で柔軟な貸付と償還	—————>	(中間の見直し)	—————>	—————>	新システムの活用検討と効率的な事務処理	—————>		新システムの有効活用と効率的な事務処理	—————>					貸付要件の見直し検討	—————> 貸付要件の改正					PR方法の検討	—————> 周知PRの実施
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																											
事業	適正で柔軟な貸付と償還	—————>	(中間の見直し)	—————>	—————>																											
	新システムの活用検討と効率的な事務処理	—————>		新システムの有効活用と効率的な事務処理	—————>																											
				貸付要件の見直し検討	—————> 貸付要件の改正																											
				PR方法の検討	—————> 周知PRの実施																											
5 指標	指標名(全体指標)	平成24年度		平成30年度																												
	現年度の償還率の向上	68.32%		75%																												
	生活支援相談窓口等関係機関(※)との相互連携件数	平成27年度		平成30年度																												
		59件		70件																												

(※) 区担当課・都関係機関・ハローワーク・病院医療相談室などとの相互紹介・相談件数

【行動指針】 3 自律に基づく組織の推進体制を強化します

【施策】 1 社協の組織運営

		分類	継続事業																											
3-1-(1)	理事会・評議員会の運営〔区補助事業〕	担当課	法人経営課																											
<p>1 事業概要 理事会・評議員会は新宿社協の基本理念に基づき、新宿社協の目標を達成するため、経営原則に基づいた法人運営の基幹を担うものです。理事会は、業務の決定機関として、法人の業務執行の決定を行うとともに、補助機関である住民参加の部会との連携により、具体的な施策への提言を行います。評議員会は、法人運営に係る重要事項の議決機関として、また、事後的に法人運営を監督する機関として中立的な立場から審議を行います。</p>																														
<p>2 現状と課題 平成28年4月及び平成29年4月の改正社会福祉法(以下「法」という。)の施行により、理事会・評議員会それぞれの位置づけ、運営方法や理事・監事・評議員の選任方法、決議事項などが大幅に見直され、平成28年度中から対応に追われています。新たな定款や法に基づき、平成29年4月1日以降の理事会・評議員会の運営を適正に進めるために、制度改正の内容について周知を行い、役職員全体で理解を深めていく必要があります。 また、理事会の補助機関である部会との連携については、平成28年度の経営計画中間の見直しを通じて平成30年度に行われる次期経営計画の策定作業を見据えて、それぞれの検討・連携のすすめ方について早期の検討を行う必要があります。</p>																														
<p>3 取り組みの方向性 定款や法、経営計画に基づき、適切な法人運営を進めるために、役員就任時の事務局説明を十分に行うとともに、関係諸規程等を整えます。 新たに発足する評議員選任委員会の厳正な運営や法人運営に関する情報公開をすすめるなど、運営の透明性も確保していきます。また、部会との連携を深めるため、引き続き理事会において部会報告を実施します。</p>																														
<p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業</td> <td colspan="3">法改正対応</td> <td>新定款施行</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="3">民生委員 一斉改選</td> <td>新理事会・新評議員会</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・経営計画の推進と評価</td> <td>現況報告書等の公開</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・役員改選時に事務局説明の徹底 ・役員研修、部会報告の実施</td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(中間の見直し)</p>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	法改正対応			新定款施行	→	民生委員 一斉改選			新理事会・新評議員会	→	・経営計画の推進と評価			現況報告書等の公開	→	・役員改選時に事務局説明の徹底 ・役員研修、部会報告の実施				→
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																									
事業	法改正対応			新定款施行	→																									
	民生委員 一斉改選			新理事会・新評議員会	→																									
	・経営計画の推進と評価			現況報告書等の公開	→																									
	・役員改選時に事務局説明の徹底 ・役員研修、部会報告の実施				→																									
5 指標	指標名(全体指標)	平成24年度		平成30年度																										
	—	—		—																										

【行動指針】 3 自律に基づく組織の推進体制を強化します

【施策】 1 社協の組織運営

		分類	見直し事業		
3-1-(2)-①	推進部会の運営〔区補助事業〕	担当課	法人経営課		
<p>1 事業概要 推進部会は、理事会の補助機関として、平成22年度から運営しており本会の運営に関する各専門事項について調査研究を行います。推進部会は、各地区社協部会・各専門分野から選出された代表と社協理事等で構成され、会長の諮問に答えるほか、理事会及び社協部会との連携に重要な役割を担い、経営計画の事業進捗や協議会の課題解決を行う組織として運営します。委員任期は2年です。</p>					
<p>2 現状と課題 平成23年度に行った計画の見直しでは、推進部会を地区部会（現社協部会）の取りまとめと経営計画の進捗管理を行う部会として再編しました。推進部会を進めていくうえで「事業評価のまとめ」「各地区社協部会報告書」ほか検討素材・情報を整理し、委員から様々な意見が出せるよう運営を工夫する必要があります。</p>					
<p>3 取り組みの方向性 推進部会は、広域的取り組みを含め、理事会の補助機関として、毎年職員が行う内部評価をもとに、成果のチェック等を行い、経営計画の執行状況を確認し、計画の中間の見直しや次期経営計画策定などに資するべく部会運営をします。</p>					
4 計画事業と5年間の実施目標					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業	事業評価への参加・意見（推進部会）		→	事業評価	→
	地区社協の具現化の検討（推進部会）		→		→
			新たな任期の推進部会運営	→	新たな任期の推進部会運営 →
			（中間の見直し）		次期経営計画策定委員会との連携 →
5 指標	指標名（全体指標）		平成24年度	平成30年度	
	地区社協具現化の準備		—	次期経営計画の方向性が示している	

【行動指針】 3 自律に基づく組織の推進体制を強化します

【施策】 1 社協の組織運営

		分類	見直し事業		
3-1-(2)-②	社協部会の運営	担当課	地域活動支援課		
<p>1 事業概要 社協部会は、理事会の補助機関として区の特別出張所所管区域ごとに設置し(柏木・角筈地区は合同設置のため全9箇所)、新宿社協の事業実施を通じて解決すべき地域課題について、協議・提言を行います。部会委員は、各関係機関・団体等から推薦を受けた方で構成し、委員任期は2年です。</p>					
<p>2 現状と課題 平成24・25年度部会委員の提言を受け、平成26年度以降の社協部会では、「地区部会」から「社協部会」に名称を改めるとともに、設置地区の見直しを行いました。また、地区ごとに取り組みのばらつきが生じないよう、所掌事務を明らかにしたうえで具体的なテーマに基づく協議運営を行っています。平成26・27年の社協部会では、「暮らしのサポート事業」について協議し、事業の見直しにつながる提言を受けることができました。 新たな任期となる平成28・29年の社協部会では、早期に委嘱を行い検討を開始できるよう準備を進めることが課題です。また、委員が部会の位置づけや検討テーマを共通理解し、協議できるよう運営することや、新たなテーマで、各地区で統一的な部会運営をしていくことが課題です。</p>					
<p>3 取り組みの方向性 社協部会の位置づけ・目的を踏まえ、社協事業の方向性や見直しにつながる提言をまとめられるよう各地区担当職員を中心に部会を運営していきます。また、共通のテーマで各地区で計画的な検討が行えるよう、平成28・29年の社協部会では「高齢者の生活を地域全体で支えるしくみづくり」について協議します。 各地区の提言を共有し、社協事業につなげるために、任期の最後には社協部会全体会を開催します。 なお、平成30年度以降の社協部会体制について検討をすすめます。</p>					
4 計画事業と5年間の実施目標					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業	新たな任期の社協部会運営 (中間の見直し)			→ 提言まとめ・全体会 → 次年度社協部会に関する検討	新たな任期の社協部会運営 →
5 指標	指標名(全体指標)	平成24年度		平成30年度	
	社協部会の開催回数	—			

【行動指針】 3 自律に基づく組織の推進体制を強化します

【施策】 1 社協の組織運営

		分類	重点事業																																	
3-1-(3)	広報・広聴〔一部区補助事業〕	担当課	法人経営課																																	
<p>1 事業概要 多くの区民に対し、新宿区社会福祉協議会の事業内容の周知を通じて、地域福祉への理解・関心を高め、住民主体の地域福祉活動への参加を進めます。そのために、広報紙の発行やホームページでの発信、新宿社協ガイドの作成・配布等を行います。また、情報公開、苦情等への対応や、区民等の意見、提言等の広聴活動を行い、区民等への利便を図るとともに、社協事業、組織の適正で効果的な運営に役立てます。</p> <p>2 現状と課題 広報紙とホームページ、新宿社協ガイドを主軸とした広報活動を行っていますが、それぞれの広報媒体が連動し、また、事業活動、計画と整合が図られている状況には至っていないことが課題として挙げられます。そのための総合的な方向性やテーマの設定等を通じた広報戦略の立案及び広報の効果測定手段の検討等が必要です。</p> <p>3 取り組みの方向性 社協の事業計画と連動し、広報戦略、広報重点項目を定め、単年度ごとに広報戦略計画を立て、実行します。 特に、ホームページについては、リニューアルを実施し、講座の周知やボランティアの募集など効果的な運用を行います。また、社会福祉法の改正に伴う情報公開へも対応します。 なお、災害時にも迅速かつ正確な情報発信を行えるよう、ホームページのリニューアルに合わせ、SNSでの情報発信体制も整備していきます。 イン트라ネットを積極的に活用し、各コーナーや東分室とタイムリーな情報交換と各課横断的な情報の収集、発信を行い、社協事務局内の情報の共有化をより一層進め、利用者に対するきめ細やかな支援に結びつけていきます。 広報紙「けやき」は、ホームページやボランティア情報紙「しずく」・地区情報紙、成年後見センターだよりなど、他の社協広報媒体が充実してきたことをふまえ、発行方針やより読みやすいデザイン、部数、配架件数などの見直し及び新たな配架先(学校、スーパーマーケット等)の検討をしていきます。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事業</td> <td>年度計画作成と実施</td> <td colspan="2">→</td> <td rowspan="3">（中間の見直し）</td> <td>HPリニューアルの実施及び効果的な運用</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>HP、携帯配信等あり方検討、新たな広報手段の検討</td> <td>→</td> <td>実行及び検証</td> <td>→</td> <td>配架先の拡充</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>郵送、配架先の拡充</td> <td colspan="2">→</td> <td>情報公開への対応</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名(全体指標)</th> <th>平成24年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HPアクセス件数</td> <td>46,489件</td> <td>50,000件</td> </tr> <tr> <td>けやき配架先件数</td> <td>373件</td> <td>452件</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	年度計画作成と実施	→		（中間の見直し）	HPリニューアルの実施及び効果的な運用	→	HP、携帯配信等あり方検討、新たな広報手段の検討	→	実行及び検証	→	配架先の拡充	→	郵送、配架先の拡充	→		情報公開への対応	→	指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度	HPアクセス件数	46,489件	50,000件	けやき配架先件数	373件	452件
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																															
事業	年度計画作成と実施	→		（中間の見直し）	HPリニューアルの実施及び効果的な運用	→																														
	HP、携帯配信等あり方検討、新たな広報手段の検討	→	実行及び検証		→	配架先の拡充	→																													
	郵送、配架先の拡充	→			情報公開への対応	→																														
指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度																																		
HPアクセス件数	46,489件	50,000件																																		
けやき配架先件数	373件	452件																																		

【行動指針】 3 自律に基づく組織の推進体制を強化します

【施策】 1 社協の組織運営

		分類	継続事業																																															
3-1-(4)	IT推進・情報管理〔一部区補助事業〕	担当課	法人経営課																																															
<p>1 事業概要 小地域(生活圏域)での事業・組織展開に向け、システム等の導入・運用及び情報セキュリティ・インフラ環境整備による、社会資源情報の管理・共有及び事務効率化を図るとともに、IT(システム等)の効率的・戦略的活用による地域福祉の推進に寄与します。</p> <p>2 現状と課題 現行の経営計画期間中に、IT環境が格段に整備され、システム活用及び情報共有が可能となった。しかし、①計画的・安定的なITの推進、②システム等の管理運用及び情報セキュリティの強化、③人材育成(IT教育)、④災害時等への対応整備など、今後の推進に関する課題が残りました。</p> <p>3 取り組みの方向性 今期の経営計画推進期間中に、当会のIT関連規程・運用要綱・運用ガイド等に基づいた適正かつ安全なIT運用及び情報セキュリティ確保のため、管理運用体制の整備及びITコンサル等の支援による事業推進とともに、職員のIT能力及び技術向上のための定期的・計画的な研修を実施していきます。 また、ITを活用した広報活動や情報提供機能の強化、会員総合情報システムの効果的な活用、さらに災害の対応等について検討、実施します。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">事業</td> <td>各システム安定稼働・戦略的活用・遠隔地データバックアップの実施</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>実施</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>IT人材育成 継続的・役割別研修実施</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>実施</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>広報・会員制度運用 強化策の検討</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td>中間の見直し</td> <td>情報発信強化策の検討</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>ITBCP策定</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td>中間の見直し</td> <td>ITBCP検証・訓練 災害時の対応検証</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>東分室・各地区ボランティアコーナーイントラネット安定稼働</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>中間の見直し</td> <td>管理運用及びサポート体制の強化</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>運営体制強化・検討 機動的機器活用と適宜機器の更新(小型電算)</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>中間の見直し</td> <td>IT機器の標準化と使用環境の整備・強化</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	各システム安定稼働・戦略的活用・遠隔地データバックアップの実施	→	→	実施	→	IT人材育成 継続的・役割別研修実施	→	→	実施	→	広報・会員制度運用 強化策の検討	実施	→	中間の見直し	情報発信強化策の検討	実施	ITBCP策定	実施	→	中間の見直し	ITBCP検証・訓練 災害時の対応検証	実施	東分室・各地区ボランティアコーナーイントラネット安定稼働	→	→	中間の見直し	管理運用及びサポート体制の強化	実施	運営体制強化・検討 機動的機器活用と適宜機器の更新(小型電算)	→	→	中間の見直し	IT機器の標準化と使用環境の整備・強化	実施						
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																													
事業	各システム安定稼働・戦略的活用・遠隔地データバックアップの実施	→	→	実施	→																																													
	IT人材育成 継続的・役割別研修実施	→	→	実施	→																																													
	広報・会員制度運用 強化策の検討	実施	→	中間の見直し	情報発信強化策の検討	実施																																												
	ITBCP策定	実施	→	中間の見直し	ITBCP検証・訓練 災害時の対応検証	実施																																												
	東分室・各地区ボランティアコーナーイントラネット安定稼働	→	→	中間の見直し	管理運用及びサポート体制の強化	実施																																												
	運営体制強化・検討 機動的機器活用と適宜機器の更新(小型電算)	→	→	中間の見直し	IT機器の標準化と使用環境の整備・強化	実施																																												
5 指標	指標名(全体指標)	平成24年度		平成30年度																																														
	職員のIT活用能力の向上	ITパスポート 資格取得者0人		ITパスポート 資格取得者 3人																																														
	OSの標準化(Win10)	—		100%																																														

【行動指針】 3 自律に基づく組織の推進体制を強化します

【施策】 1 社協の組織運営

		分類	拡充事業																																	
3-1-(5)	職員の育成[自主事業/区補助事業]	担当課	法人経営課																																	
<p>1 事業概要 「暮らしの課題解決をめざして、住民とともに歩める職員」を育成して組織力を高めます。社協の財産は人材であり、一人ひとりが長く地域に関わることで様々な蓄積ができるよう、職員のモチベーションと定着率の向上を図るため、経験年数や職層の違う職員それぞれにあった個別研修計画を作成・実施するなど、社協職員育成計画に基づく人材育成を行います。社協職員として備えるべき能力が養われ、一人ひとりの力を活かし、一丸となって組織の成長につなげます。</p>																																				
<p>2 現状と課題 社協の仕事は、相談援助から地域コーディネートまでコミュニティワークが基本です。住民を主体とする各事業において、本来の成果となるものは、人や地域がいかに変容したかにありますが、そうした成果を測る指標を設定するのは困難です。また、職員は、日々の支援の過程に多くの時間を費やしていますが、そのコミュニティワークに関する援助技術等はマニュアルが難しく、個々の職員の経験や力量によるところが大きい。そのため、達成感にもばらつきがあります。 そのため、職員それぞれにあった基礎研修に加え、(隠れた能力を自ら引き出し開拓する)エンパワーメント研修等で自信をつけ、また、住民がそれぞれの地域で、「支えあい・助けあい活動」を実践していけるよう、質の高いコミュニティワークを展開するための専門的スキルを身につけるなど、実践的な研修内容の検討と実施が必要です。</p>																																				
<p>3 取り組みの方向性 ①社協職員育成計画を作成し、それに基づく個別研修計画を作成し、活用します。②集合研修、OJT研修の実施により、基礎的な知識や自信を身につけ、自ら考え実行する能力を高めます。また、職員間の意見交換会(職員カフェ)を実施し、課題や悩みの共有や精神面でのサポート環境を用意します。平成26年度は、住民主体の支えあい・助けあい活動の支援に必要な合意形成力などを身につけるためのファシリテーション講座を実施します。③人材育成のツールとなる職員ハンドブックの作成や、④さらに、外郭団体や区市町村社協間における人事交流を行うこと、⑤IT環境を活用した研修の実現を図ることにより、社協職員としてのスキルを高めます。そして、個々の成果に応じた段階的な研修内容の検討をすすめます。</p>																																				
<p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">事業</td> <td>職員育成計画作成</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td>内容の見直し 実施</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>集合研修・OJT(ファシリテーション講座・職員カフェ)実施</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>職員ハンドブック作成</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>昇任制度改善・人事交流制度の実施</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>ITオンライン研修の検討</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td></td> <td>再検討</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	職員育成計画作成	実施	→	内容の見直し 実施	→	集合研修・OJT(ファシリテーション講座・職員カフェ)実施		→		→	職員ハンドブック作成	実施	→		→	昇任制度改善・人事交流制度の実施		→		→	ITオンライン研修の検討	実施	→		再検討	→
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																															
事業	職員育成計画作成	実施	→	内容の見直し 実施	→																															
	集合研修・OJT(ファシリテーション講座・職員カフェ)実施		→		→																															
	職員ハンドブック作成	実施	→		→																															
	昇任制度改善・人事交流制度の実施		→		→																															
	ITオンライン研修の検討	実施	→		再検討	→																														
5 指標	指標名(全体指標)	平成24年度		平成30年度																																
	個別研修参加率(%)	—		70%																																

【行動指針】 3 自律に基づく組織の推進体制を強化します

【施策】 2 地域福祉を支援する財源基盤の強化

		分類	重点事業																																	
3-2-(1)-①	自主財源の確保(会費)	担当課	法人経営課																																	
<p>1 事業概要</p> <p>会員制度は、誰もが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティの実現を目指すため、区民、区内関係者・団体の方々に、社協活動を通じて地域福祉の増進を物心両面から支援する会員となっていただくもので、社協の活動を支える基盤をなすものです。また、会員は社協の事業を資金面からの支援による「会費会員」と、社協事業へ参加、協力による「活動会員」からなります。会費会員の方々からの会費は、社協の独自事業の財源として活用し、活動会員の方々は、地域でおたがいさまのつながりを育てていく地域福祉活動の担い手となる方々です。</p> <p>地域福祉の増進に向けて、理解者、賛同者、協力者としての社協会員を積極的に増やし、社協活動を拡げていくことで住民主体の支えあい、助けあいのネットワークづくりを充実していきます。</p> <p>2 現状と課題</p> <p>新宿社協の会員、会費の募集には、社協創設期から今日まで、民生委員・児童委員の方々に尽力いただいています。新宿社協が会員の方々とのつながりを深めるとともに、地域で新たな賛同者を募っていくうえで、民生委員・児童委員の方々の協力は欠くことができません。</p> <p>しかし、会費会員数及び会費収入が、年々減少傾向にあり、新規会員の獲得も難しい状況です。会費減少の理由としては、会費の使途が多岐にわたるため、会員の方々や区民の方にとってわかりにくいことが要因としてあげられます。会員を増やしていくためには、会費の使途をよりわかりやすく明らかにし、民生委員・児童委員の方々の協力を得ながら、新たな会員募集の手段の検討が必要です。また、会員拡充については、小地域単位で会員同士の交流の場を設けるほか、社協事業への理解と地域福祉推進への意識向上につなげることも必要です。また、会費会員に対する車椅子貸出事業などの社協事業の支援充実の検討をすすめます。</p> <p>3 取り組みの方向性</p> <p>自主財源確保を図る他の事業同様、本計画期間中に会費使途の明確化をすすめます。会員会報誌の内容を充実させ、新たな会員制度の周知と理解を図っていきます。また、新たな会員・会費募集手段について、民生委員・児童委員の方々と協力・連携を図りながら、社協の周知と事業の説明を行い、新宿社協の理解者を増やしていきます。特に、新宿社協の事業やボランティア等を通じてかかわりを有する方々に入会を勧めるなど、職員も積極的に新規の会員勧誘を図るなど会員の増強をすすめていきます。</p> <p>平成26年度からは、小地域で活動会員の交流と社協事業への理解を目的にした地区ボランティア交流会を実施するとともに、様々な機会を捉え広く会費を含めた制度の普及と賛助会員の継続が図れるよう努めていきます。また、会員加入・会費収入状況の検証・分析、新たな会員・会費募集手段の立案や実践に資するべく、会員等総合情報システムの活用を図ります。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業</td> <td>会員増強月間など キャンペーンの検討・実施</td> <td>→</td> <td>(中間の見直し)</td> <td>推進 →</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>会費の使途明確化 地区別PRの実施</td> <td>→</td> <td></td> <td>推進 →</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>地区ボランティア 交流会実施(再掲)</td> <td>→</td> <td></td> <td>推進 →</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>会員等総合情報システム の活用</td> <td>→</td> <td></td> <td>推進 →</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">会員感謝のつどい 開催</p> <p>5 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名(全体指標)</th> <th>平成24年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員数・会費額</td> <td>2,846件 5,013,500円</td> <td>2,800件 5,400,000円</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	会員増強月間など キャンペーンの検討・実施	→	(中間の見直し)	推進 →	→	会費の使途明確化 地区別PRの実施	→		推進 →	→	地区ボランティア 交流会実施(再掲)	→		推進 →	→	会員等総合情報システム の活用	→		推進 →	→	指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度	会員数・会費額	2,846件 5,013,500円	2,800件 5,400,000円
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																															
事業	会員増強月間など キャンペーンの検討・実施	→	(中間の見直し)	推進 →	→																															
	会費の使途明確化 地区別PRの実施	→		推進 →	→																															
	地区ボランティア 交流会実施(再掲)	→		推進 →	→																															
	会員等総合情報システム の活用	→		推進 →	→																															
指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度																																		
会員数・会費額	2,846件 5,013,500円	2,800件 5,400,000円																																		

【行動指針】 3 自律に基づく組織の推進体制を強化します

【施策】 2 地域福祉を支援する財源基盤の強化

		分類	継続事業																											
3-2-(1)-②	自主財源の確保(寄附金)	担当課	法人経営課																											
<p>1 事業概要 社協が独自に行う事業(自主事業)財源を確保するため、広く区民、地域団体、企業などから寄附金を募集しています。寄附金は、寄附者の意思によって寄附金の用途を指定することもできます。また、寄附者は個人・法人ともに税控除を受けることができます。 寄附者へは一定の基準に基づき、礼状、感謝状等の贈呈、広報誌「けやき」により芳名の公表などをします。</p> <p>2 現状と課題 毎年、一般寄附金・指定寄附金を合わせて1500万円前後を受領しています。このうち500万円は、株式会社日本財託からの指定寄附金で備品整備・施設整備助成金事業の財源となっています。用途の指定のない一般寄附金については、社協が行う自主事業に他の自主財源とともに広く活用しています。 課題としては、寄附金の増額を図ることと、寄附金の活用方法を多くの区民にわかり易く周知し、寄附金制度に対する理解の醸成を図ることです。</p> <p>3 取り組みの方向性 寄附金を含めた自主財源を活用する事業の優先順位などを見直し、寄附金充当事業の明確化を図ります。また、社会福祉法の改正に伴い、災害時対策基金等、目的別寄附金制度の導入については新たに検討していきます。さらに、税控除のメリットや企業等の社会貢献活動の手段として寄附行為を活用しやすい工夫を図っていきます。 なお、物品による寄附については、寄附者からの申し出の内容により当該物品を希望する施設・団体等を紹介し、当事者双方による授受を支援します。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業</td> <td>目的別寄附金の検討 検討</td> <td colspan="2">→</td> <td>検討</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(中間の見直し)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名(全体指標)</th> <th>平成24年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般・指定寄附金募集</td> <td>321件 16,313,350円</td> <td>380件 16,000,000円</td> </tr> <tr> <td>目的別寄附金募集</td> <td>—</td> <td>新たな目的別基金設置</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	目的別寄附金の検討 検討	→		検討	→				(中間の見直し)			指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度	一般・指定寄附金募集	321件 16,313,350円	380件 16,000,000円	目的別寄附金募集	—	新たな目的別基金設置
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																									
事業	目的別寄附金の検討 検討	→		検討	→																									
			(中間の見直し)																											
指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度																												
一般・指定寄附金募集	321件 16,313,350円	380件 16,000,000円																												
目的別寄附金募集	—	新たな目的別基金設置																												

【行動指針】 3 自律に基づく組織の推進体制を強化します

【施策】 2 地域福祉を支援する財源基盤の強化

		分類	拡充事業												
3-2-(1)-③	自主財源の確保(収益事業)	担当課	法人経営課												
<p>1 事業概要 新たな自主財源確保策として平成25年2月から開始した事業です。特定非営利活動法人ハートフル福祉募金が運営する自動販売機型募金箱を設置し、その売上の一部が本会の収益となっています。 今後のさらなる自主財源確保策の充実のため、自動販売機型募金箱だけでなく様々な自主財源確保の手段についても調査・研究を行い、収益の増加を図っていきます。</p> <p>2 現状と課題 導入初年度である平成25年度は5万円程度の収入を想定しています。実験的導入の段階であることから、収益効果については判断材料に乏しい状況です。より効果的な収入確保のためには、都内の市町村社協や非営利団体等の事例、データ等の情報の把握に努め、区内における設置協力依頼先について検討を進める必要があります。</p> <p>3 取り組みの方向性 自主財源の増収を図っていくため、自動販売機型募金箱による収益事業をはじめ、新たな自主財源確保策を検討し実施していきます。 自動販売機型募金箱については、本会のPRもかねて毎年1台ずつ新規に設置し、5年間で合計5台の設置を目標とします。収益事業のさらなる拡充に向け、新たな設置場所として、区内の民間施設や企業への設置協力依頼について検討するほか、次期経営計画策定に向けた情報収集及び分析を行います。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自販機設置(東分室設置予定) 情報収集及び分析 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自販機設置 情報収集及び分析 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自販機設置 検討結果に基づく新規の収益事業実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自販機設置 情報収集及び分析 新たな収益事業の開始に向けた具体的な検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自販機設置 情報収集及び分析 設置場所開拓についての検討 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(中間の見直し)</p>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	<ul style="list-style-type: none"> 自販機設置(東分室設置予定) 情報収集及び分析 	<ul style="list-style-type: none"> 自販機設置 情報収集及び分析 	<ul style="list-style-type: none"> 自販機設置 検討結果に基づく新規の収益事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 自販機設置 情報収集及び分析 新たな収益事業の開始に向けた具体的な検討 	<ul style="list-style-type: none"> 自販機設置 情報収集及び分析 設置場所開拓についての検討
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度										
事業	<ul style="list-style-type: none"> 自販機設置(東分室設置予定) 情報収集及び分析 	<ul style="list-style-type: none"> 自販機設置 情報収集及び分析 	<ul style="list-style-type: none"> 自販機設置 検討結果に基づく新規の収益事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 自販機設置 情報収集及び分析 新たな収益事業の開始に向けた具体的な検討 	<ul style="list-style-type: none"> 自販機設置 情報収集及び分析 設置場所開拓についての検討 										
5 指標	指標名(全体指標)		平成24年度	平成30年度											
	自販機設置の累積台数		(1台)	合計6台設置											

【行動指針】 3 自律に基づく組織の推進体制を強化します

【施策】 2 地域福祉を支援する財源基盤の強化

		分類	継続事業																																												
3-2-(2)	共同募金運動 (赤い羽根共同募金・歳末地域たすけあい運動募金)	担当課	法人経営課																																												
<p>1 事業概要 区民・団体・企業等に対し、助け合いの精神のもと、地域住民からの募金を地域福祉の増進に役立てることを目的に共同募金活動を実施し、地域における「ささえあい・たすけあい」精神の喚起・醸成を図ります。</p> <p>2 現状と課題 街頭募金への参加を促す等、町会・自治会・団体等へ募金活動及び地域福祉への関心を高める取組みを進める必要があります。また、募金の配分について、情報の開示を積極的に行い共感を広げる必要があります。赤い羽根共同募金と歳末・地域たすけあい運動募金の用途を明確にし、募金の有用性を地域住民が実感できるよう、わかり易く説明する必要があります。募金額が年々減少傾向にあるため、地域への配分額も減少しています。そのため、協力団体を今以上に増やし、定着するよう働きかけていく必要があります。</p> <p>3 取り組みの方向性 募金活動の活性化を図るために、募金配分の情報の開示や募金活用の用途を明確に地域へ説明することを通じて、募金活動から募金の配分、用途報告までのサイクルを明確にし、募金活動への参加協力の共感が得られるよう事業を推進します。 福祉教育の実践の中で、共同募金への理解を深めるようPRしていきます。 また、歳末・地域たすけあい募金を財源とする助成金を通じ、助成金活用団体に協力を呼びかけ、募金箱の設置や職域募金等の協力を得ていきます。募金箱設置は、設置場所など効果的な方法も検討します。 インターネットを活用した募金方法など、新たな募金活動の取組みについて、共同募金会への働きかけを行っていきます。 更に、企業・団体等へのハートフルベンダー(自動販売機型募金箱)設置協力を呼びかけるなど、多様な主体による募金活動の広がり・定着を図っていきます。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事業</td> <td colspan="3">共同募金協力団体の拡充 (助成金交付団体への働きかけ)</td> <td colspan="2">→</td> </tr> <tr> <td colspan="3">共同募金の用途報告のあり方検討</td> <td colspan="2">→</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">(CSRネットワーク加盟団体への協力呼びかけ)</td> <td colspan="2">他地区協力会との情報交換 →</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2">(中間の見直し)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名(全体指標)</th> <th>平成24年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>募金箱設置</td> <td>24か所</td> <td>50か所</td> </tr> <tr> <td>街頭募金</td> <td>2か所</td> <td>6か所</td> </tr> <tr> <td>職域募金</td> <td>—</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>ハートフルベンダー設置</td> <td>1か所</td> <td>6か所</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業	共同募金協力団体の拡充 (助成金交付団体への働きかけ)			→		共同募金の用途報告のあり方検討			→			(CSRネットワーク加盟団体への協力呼びかけ)			他地区協力会との情報交換 →						(中間の見直し)		指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度	募金箱設置	24か所	50か所	街頭募金	2か所	6か所	職域募金	—	2か所	ハートフルベンダー設置	1か所	6か所
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																										
事業	共同募金協力団体の拡充 (助成金交付団体への働きかけ)			→																																											
	共同募金の用途報告のあり方検討			→																																											
	(CSRネットワーク加盟団体への協力呼びかけ)			他地区協力会との情報交換 →																																											
				(中間の見直し)																																											
指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度																																													
募金箱設置	24か所	50か所																																													
街頭募金	2か所	6か所																																													
職域募金	—	2か所																																													
ハートフルベンダー設置	1か所	6か所																																													

【行動指針】 3 自律に基づく組織の推進体制を強化します

【施策】 2 地域福祉を支援する財源基盤の強化

		分類	新規事業																		
3-2-(4)	公益的な取り組みの推進	担当課	法人経営課																		
<p>1 事業概要 社会福祉法人制度改革及び福祉人材確保の促進を柱とする改正社会福祉法に基づき、社会福祉法人改革のポイントのひとつである「地域における公益的な取組を実施する責務」に関し、新宿区内の社会福祉法人によるネットワークづくりをすすめ、法人間の連携、協働による公益的な取り組みを支援します。 具体的には、新宿区内28の社会福祉法人による協議の場づくりと、社会福祉法人及びその他の各種法人、東京都地域公益活動推進協議会や関係行政機関等との連絡調整を図り、社会福祉法人等による公益的な取り組みの実践を促進します。</p> <p>2 現状と課題 本事業は、社会福祉法の改正に伴い平成28年度より新たに開始しました。新宿区内に事業所が設置されている27の社会福祉法人(社協除く)に参加を呼びかけ、法人間の協議の場として新宿区内社会福祉法人連絡会を開催し、2回の協議を経て参加法人が協働して運営していく公認のネットワークとして立ち上げを行いました。また、2回にわたりアンケートを行い、社会福祉法人制度改革に関する各法人の課題や取り組み状況等について共有を図りました。 今後は、公益的な取り組みの実践に向けて、各法人が必要とする情報の共有が図れ、具体的な協議等が行えるようネットワークの運営のしくみづくりが必要です。</p> <p>3 取り組みの方向性 平成29年度は、新宿区内の社会福祉法人による公認のネットワークとして、改めて新宿区内社会福祉法人連絡会を発足させ、参加法人が協働して運営していくための環境を整えるとともに、各法人の社会福祉法改正に伴う後半の対応に関する情報提供と支援を事務局として行っていきます。具体的には以下のような取り組みを行っていきます。 (1)区内社会福祉法人連絡会の企画、運営を行う幹事会を設置します。 (2)新宿区内社会福祉法人連絡会の運営要綱案を幹事会で作成し、ネットワークの趣旨や活動内容を明確にしていきます。 また、平成30年度に向けては、制度改革の進捗状況を睨みながら、さらなる関係情報の収集をすすめ、地域公益事業に取り組む法人の事例等の研究、協議も行っていくほか、本会としても自らが行う公益的な取り組みに関する検討を行います。</p> <p>4 計画事業と5年間の実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業</td> <td></td> <td></td> <td>連絡会 立ち上げ</td> <td> (中間の見直し) 幹事会設置 → 運営 公認連絡会発足 → 運営 都地域公益活動 推進協議会連絡調整 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名(全体指標)</th> <th>平成24年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡会(全体会)の定期的開催</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業			連絡会 立ち上げ	(中間の見直し) 幹事会設置 → 運営 公認連絡会発足 → 運営 都地域公益活動 推進協議会連絡調整		指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度	連絡会(全体会)の定期的開催	—	2回
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																
事業			連絡会 立ち上げ	(中間の見直し) 幹事会設置 → 運営 公認連絡会発足 → 運営 都地域公益活動 推進協議会連絡調整																	
指標名(全体指標)	平成24年度	平成30年度																			
連絡会(全体会)の定期的開催	—	2回																			



7 中間の見直しを終えて

今回の第3次経営計画の中間の見直しは、計画全体ではなく事業実施計画を中心に行いました。見直しの対象事業は、5か年間の計画期間の残り2年間で指標の再設定が必要になったもの、取り組み内容の見直しを行ったもの、事業統合を行ったもの、新規に開始したものなど、見直しシートに改めて落とし込みを行い、社協理事会の補助機関である推進部会で検討を行いました。

3年間とは言え、社会の変動の大きさを実感せざるをえません。この間、生活困窮者自立支援法、医療介護総合確保推進法の制定、介護保険法、社会福祉法の改正など、社会福祉や医療、介護を取り巻く法律の制定や改正が行われました。

平成29年2月には、厚生労働省から「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)が出されるなど、地域における互助が一層重視されてきています。しかし、実態は、地域で発生する問題を住民による互助で乗り切るには限界があり、課題も大きいと言えます。

しかし、このような困難な状況であるからこそ、新宿社協は、住民のニーズを発見し、サービスや活動に結びつけ、社会資源を開発し、新たな担い手の発掘と養成を行うという重要な任務を背負うことが求められています。新宿には、町会・自治会や民生委員・児童委員といった地域の基盤となる機関以外にも、NPO法人やボランティア団体、企業、大学など多様な社会資源が多くあります。これらが有機的に結びつけば大きなパワーを発揮することが可能です。新宿社協は、こうした社会資源のコーディネーターでもあり、ファシリテーターともなるという重要なポジションにあるのです。

推進部会では、より有効に事業・活動を展開するために社協の周知度をいかに高めていくのか、ボランティア講座や地域コーディネーターをさらに活かすためにはどんなアプローチが必要か、広報紙のあり方や共同募金の見直しをどう行っていくのかなど、多くの意見や提案が出されました。このことは、社協の事業が区民によってしっかり把握されており、いつも見守られ、期待されていることの証です。それだけに今後も、社協の事業や活動についての一層の検証と発展的展開が求められるとあってよいでしょう。

最後になりますが、推進部会の委員の皆さまには、毎回、熱心な討議をしていただきましたことを、心よりお礼を申し上げます。部会には、それぞれ専門のお立場から出席いただいておりますが、何よりも新宿区民として、新宿を愛する者としてのお気持ちが勝っており、

どうすればもっとここ新宿が良くなるのか、そのためには私たちは何をすべきかを考えてくださったことが印象的でした。

少子高齢社会が一層進み、新宿区も大きな変貌をとげようとしています。しかし、問題に直面してもそれをまっすぐに捉えて解決していこうとする住民の方々がいるということが何より大切なことだと思います。これからも新宿社協の応援団として、ご尽力くださいますよう、部会長としてお願い申し上げる次第です。

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
推進部会長 山本美香

印刷物作成番号
2017-001
発行部数 160部

新宿区社会福祉協議会第3次経営計画
2014～2018（平成26年度～平成30年度）
中間の見直しのまとめ
平成29年3月発行

編集：発行 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
新宿区高田馬場1-17-20
電話 03-5273-2941

本誌は森林資源の保護とリサイクル促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。